

第三十七回 衆議院議事速記録第三十五號

大正五年二月二十七日(日曜日)午後一時九分開議

議事日程 第三十四號 大正五年二月二十七日

午後一時開議

- 第一 人權保護ニ關スル法律案(高木益太郎君 外二名提出) 第一讀會ノ續
- 第二 刑事訴訟法中改正法律案(高木益太郎君 外二名提出) 第一讀會ノ續
- 第三 北海道會法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續
- 第四 明治四十年法律第十一號中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續
- 第五 國籍法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續
- 第六 齒科醫師法中改正法律案(本院提出) 第一讀會ノ續
- 第七 罹災救助基金法中改正法律案(本院提出) 第一讀會ノ續
- 第八 特許法中改正法律案(織田丁君提出) 第一讀會ノ續
- 第九 實用新案法中改正法律案(織田丁君提出) 第一讀會ノ續
- 第十 重要物產同業組合法中改正法律案(萬平治君外五名提出) 第一讀會ノ續
- 第十一 郡制中改正法律案(橫山金太郎君 外六名提出) 第一讀會ノ續
- 第十二 大正二年法律第十七號廢止法律案(齋藤大正君外九名提出) 第一讀會ノ續
- 第十三 司法代書人法案(請願委員 長提出) 第一讀會ノ續
- 第十四 酒造稅法中改正法律案(菅原傳君外六名提出) 第一讀會ノ續
- 第十五 酒造稅法中改正法律案(村松龜一郎君 外九名提出) 第一讀會ノ續
- 第十六 農事獎勵ニ關スル建議案(多木久米次 郎君提出) 第一讀會ノ續
- 第十七 航空事業國庫補助ニ關スル建議案(兒玉亮太 郎君提出) 第一讀會ノ續
- 第十八 水產調查會設置ニ關スル建議案(高木正年君 外七名提出) 第一讀會ノ續
- 第十九 京都高等蠶業學校ニ農学科併置ニ關スル建議案(川崎安之 助君提出) 第一讀會ノ續
- 第二十 產業組合ニ關スル建議案(小林嘉平治君 外二名提出) 第一讀會ノ續

- 第二十一 東北振興ニ關スル建議案(村松龜一郎君外 三十二名提出) 第一讀會ノ續
- 第二十二 富士川改修工事速成ニ關スル建議案(根津嘉一郎君 外四名提出) 第一讀會ノ續
- 第二十三 岡山縣下宇野港ヲ特別輸出港ト爲スノ建議案(安東敏之君 外八名提出) 第一讀會ノ續
- 第二十四 蠶絲業金融機關設置ニ關スル建議案(鈴木久次郎君 外十七名提出) 第一讀會ノ續
- 第二十五 漁業者救濟並向上發展ノ調查機關設立ニ關スル建議案(安東敏之君 外二名提出) 第一讀會ノ續
- 第二十六 鮮魚類販賣取締法制定ニ關スル建議案(安東敏之君 外七名提出) 第一讀會ノ續
- 第二十七 阿武隈川治水ニ關スル建議案(村松龜一郎君 外七名提出) 第一讀會ノ續
- 第二十八 長崎縣對馬國ニ自治制急施ニ關スル建議案(本田恒之君 外三名提出) 第一讀會ノ續
- 第二十九 戰時海員保護法制定ニ關スル建議案(福井三郎君 外一名提出) 第一讀會ノ續
- 第三十 岐阜多治見間鐵道速成ニ關スル建議案(西田 岐君外二名提出) 第一讀會ノ續
- 第三十一 飛騨縱貫鐵道速成ニ關スル建議案(西田鏡吉君 外二名提出) 第一讀會ノ續
- 第三十二 飛騨鐵道速成ニ關スル建議案(岡崎久次郎君 外十名提出) 第一讀會ノ續
- 第三十三 名古屋富山間鐵道建設ニ關スル建議案(市太 郎君外一名提出) 第一讀會ノ續
- 第三十四 東方調查局設置ニ關スル建議案(伊東知也 君提出) 第一讀會ノ續
- 第三十五 酒造稅納期繰下ニ關スル建議案(川上榮太郎君 外一名提出) 第一讀會ノ續
- 第三十六 蠶絲業振興發達ニ關スル建議案(今西三郎君 外二名提出) 第一讀會ノ續
- 第三十七 八代川内間鐵道速成ニ關スル建議案(山田珠 四郎提出) 第一讀會ノ續
- 第三十八 金玉均表彰ニ關スル建議案(小林勝兵衛 君提出) 第一讀會ノ續
- 第三十九 上越鐵道建設ニ關スル建議案(須藤嘉吉君 外一名提出) 第一讀會ノ續
- 第四十 上越鐵道建設ニ關スル建議案(川上榮太郎君 外二名提出) 第一讀會ノ續
- 第四十一 信越河東鐵道建設ニ關スル建議案(高島順作君 外一名提出) 第一讀會ノ續
- 第四十二 南太平洋航路開始ニ關スル建議案(小西和君 外一名提出) 第一讀會ノ續
- 第四十三 神通川改修工事速成ニ關スル建議案(關野善 三郎提出) 第一讀會ノ續

- 第四十四 外國米輸入官營ニ關スル建議案(井原介君) (委員長報告)
第四十五 安房鐵道速成ニ關スル建議案(小林勝民君) (委員長報告)
第四十六 音樂教育ニ關スル建議案(高野金重君) (委員長報告)
第四十七 畜産事業國庫補助ニ關スル建議案(山田琢一君) (委員長報告)
第四十八 田畑地價修正ニ關スル建議案(有田溫三君) (委員長報告)
第四十九 三國港護岸施工ニ關スル建議案(名村忠治君) (委員長報告)
第五十 殖民省設置ニ關スル建議案(櫻井兵五郎君) (委員長報告)
第五十一 北海道拓殖速進ニ關スル建議案(小池仁郎君) (委員長報告)
第五十二 東北六縣國有林野下戻處分ニ關スル建議案(委員長報告)

○議長(島田三郎君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

(書記朗讀)

一、政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ

大正五年二月二十七日

内閣總理大臣伯爵大隈重信

衆議院議長島田三郎殿

衆議院議員佐々木安五郎君提出在外同胞迫害事件續々出ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員佐々木安五郎君提出在外同胞迫害事件續々出ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一、本年一月一日蘭領スマトラ島サバン港ニ於テ本邦汽船夕張丸船員ト蘭國官憲トノ間ニ起リタル事件ニ關シテハ同船長ノ通報及蘭國官憲ノ調査等ヲ具シ在バタビヤ帝國領事ヨリ本月十六日詳細ノ報告ニ接セリ右ニ依レハ事件ノ内容ハ新聞紙上ニ流布セル處ト多少ノ相違アルモ要スルニ言語ノ不通等ノ爲メ互ニ誤解ノ結果騷擾ヲ惹起シタルモノト認メラル而シテ該船員四名ハ武器ヲ持シテ警察官ニ抵抗シタル廉ヲ以テ刑事訴訟ニ附セラレ目下所管裁判所ニ於テ裁判緊屬中ナリ本件ニ對シ政府ノ執ルヘキ措置ニ付テハ今日ノ場合之ヲ言明スルノ時機ニ在ラスト認ム

三、本年二月十五日官報公示ノ南洋群島渡航船舶及渡航者心得中南洋群島トハ現ニ我海軍ノ軍事占領區域ヲ謂フモノナリ而シテ本規定ハ南洋群島ニ渡航スルモノノ爲メニ發布シタルモノニシテ曩ニ大正四年十一月十二日官報公示ノ南洋占領諸島渡航者心得ヲ改正シタルニ止マルモノナリ

四、政府ハ南洋地方ト本邦トノ利害關係漸次密接ヲ加フルノ事實ニ鑑ミ外務行政其他ノ諸機關ニヨリ國際條規及慣例ノ許ス限南洋在留同胞ノ保護ニ關シ最善ノ方法ヲ採ル事ヲ期ス
右答辯候也

大正五年二月二十五日

海軍大臣 加藤友三郎
外務大臣 男爵石井菊次郎

大正五年二月二十七日

内閣總理大臣伯爵大隈重信

衆議院議長島田三郎殿

衆議院議員早川龍介君提出曆法ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進也

(別紙)

衆議院議員早川龍介君提出曆法ニ關スル質問ニ對スル答辯書

第二十五議會ニ於ケル曆法ニ關スル建議ノ要旨ハ太陽曆ノ氣候ト調和セラルハ一大關點ナリ故ニ中正曆ト稱スル稍完全ニシテ且便利ナル曆法ヲ我國ニ行ハセラルコトヲ望ムト雖モ列國トノ關係上考慮ヲ要スルモノアルヲ以テ政府ハ之ヲ研究ニ力メラレシコトヲ望ムト謂フニ在リ茲ニ所謂中正曆ト稱スルモノノ小部分ハ稍理由アリト雖モ大體ニ於テ到底實行ヲ期シ難シ故ニ政府ハ該建議ヲ採納スルノ意ナシ
右及答辯候也

大正五年二月二十六日

文部大臣法學博士高田早苗

大正五年二月二十七日

内閣總理大臣伯爵大隈重信

衆議院議長島田三郎殿

衆議院議員中村尙武君提出恩赦奉行ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員中村尙武君提出恩赦奉行ニ關スル質問ニ對スル答辯書

大正元年九月十三日ノ詔書ニ基テ恩赦並大正四年十一月十日ノ詔書ニ基テ恩赦ノ奉行ニ付テハ何レモ當時訓令ヲ發シ當該有司ヲ督勵シ遵由ノ愆ルナカラムコトヲ期シタリ就中特定ノ者ニ對シテ行フヘキ特赦、減刑復權ニ關シテハ罪狀及性行ニ付精査シ其ノ恩典ニ浴セシムヘキト否トヲ審研甄別シテ具狀セシメ其ノ恩典ニ浴セシムヘキヲ認メタル者ハ上奏シテ裁可ヲ待ツコト前後兩者ノ間ニ取扱上ノ差異毫モ之レアルコトナシ
右及答辯候也

大正五年二月二十六日

司法大臣尾崎行雄

大正五年二月二十六日

内閣總理大臣伯爵大隈重信

衆議院議長島田三郎殿

衆議院議員早川龍介君提出問島ニ於ケル帝國ノ威信ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員早川龍介君提出問島ニ於ケル帝國ノ威信ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一、問島問題ニ關スル帝國政府ノ主張ハ屢々支那當局者ニ之ヲ開示シ其一端ハ既ニ支那新聞紙ニモ表ハレタル所ナルヲ以テ支那ノ宜民共ニ我主張ヲ熟知セルモノト信ス

二、屢次ノ折衝ニ依リ支那中央當局者ニ於テハ既ニ十分我主張ヲ諒解スルニ至レ
ルモノト思考セラル、ニ係ラス間島地方官憲ニ於テハ今尙全ク其從來ノ態度ヲ改
ムルニ至ラス
三、間島在住ノ朝鮮人中ニハ支那側壓迫ノ結果我保護ヲ脱セムトスルモノアルハ事
實ナルモ大體ヨリ觀察スルトキハ同地在住朝鮮人ノ多數ハ依然我保護ニ依頼シ
ツ、アルモノト思考ス
四、間島ニ於テハ總領事館ノ外、三箇所ニ分館ヲ設置シアルモ現在ノ人員ノミニテ
ハ目下ノ狀況ニ照ラシ未タ以テ十分ト云フヘカラス政府ニ於テハ經費ノ許ス範圍
内ニ於テ最善ノ方法ヲ講シ居レリ
五、政府ハ成ルヘク現行施設ノ範圍内ニ於テ其ノ目的ヲ達センコトヲ希望スルモ支
那官憲ニシテ今後モ依然其ノ態度ヲ改メサルニ於テハ條約上ノ權利確保ノ爲別
ニ相當ノ施設ヲ爲スノ已ムヲ得サルニ至ルコトアルヘシ
右及答辯候也
大正五年二月二十五日
外務大臣男爵石井菊次郎

大正五年二月二十六日

內閣總理大臣伯爵大隈重信

衆議院議員綾部惣兵衛君提出「シフテリヤ」血清試驗ニ關スル質問ニ對シ別紙答
辯書差進候
(別紙)

衆議院議員綾部惣兵衛君提出「シフテリヤ」血清試驗ニ關スル質問ニ對ス
ル答辯書

血清檢定實施以來檢定ヲ出願セルハ吉津度ヨリ三回北里榮三郎ヨリ一回ニシテ
檢定ノ結果ハ前者ハ全部合格後者ハ不合格ナリ而シテ後者出願ノ血清ハ檢定
試驗ノ結果免疫單位五百以下ヲ示シ不合格品ナルヲ認メタルモ猶爲念特ニ再試
驗ヲ行ヒシモ全然同一ノ成績ヲ得タルヲ以テ之ニ對シ不合格ノ決定ヲ與ヘタリ
傳染病研究所製造ノ血清ニ付テモ藥局方所定ニ適合セシムル爲檢定ヲ爲シ居レリ
而シテ其結果ハ檢定回數十五回内一回免疫單位五百内外ニシテ不合格他ハ全
部合格ナリ
右及答辯候也
大正五年二月二十六日
內務大臣法學博士一木喜德郎

大正五年二月二十六日

內閣總理大臣伯爵大隈重信

衆議院議員小橋藻三衛君提出產業及貿易ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進
候
(別紙)

衆議院議員小橋藻三衛君提出產業及貿易ニ關スル質問ニ對スル答辯書
歐洲戰亂ノ現狀及將來ニ鑑ミ列國ト對立シテ產業及貿易上優越ナル地歩ヲ確保
スル等ニ付テハ政府ニ於テモ常ニ之レカ計畫施設ヲ懈ラス苟モ財政ノ許ス限リハ產

業及貿易ノ發達ニ向テ最善ノ努力ヲ爲シ、アリ即チ内ハ輸入品ノ代用タルヘキ物
品ノ製造ヲ保護發達セシメテ以テ内地產業ノ自立ヲ圖リ外ハ海外輸出ノ途ヲ獎勵
開發シテ以テ益其ノ販路ヲ擴張セシメ其他粗製濫造ノ防止工業原料品ノ輸出取
締醫藥染料製造ノ獎勵資金ノ融通海外市場ノ調査及參考品ノ購入展示關稅制
度ノ改正戰時保險補償制度ノ施行等ヲ實施スルカ如キハ其ノ一端ニ外ナラス今後
ニ於テモ財政ノ許ス限リ產業及貿易ノ全般ニ涉リ適切ナル施設ヲ行ハムコトヲ期ス
右及答辯候也
大正五年二月二十三日
農商務大臣河野廣中
大藏大臣武富時敏

大正五年二月二十六日

內閣總理大臣伯爵大隈重信

衆議院議員牛田唯一君提出富士山阿祖谷元宮小室淺間神社社格奉祀ニ關ス
ル質問ニ對シ別紙答辯書差進候
(別紙)

衆議院議員牛田唯一君提出富士山阿祖谷元宮小室淺間神社社格奉祀
ニ關スル質問ニ對スル答辯書
小室淺間神社ハ社格村社ニシテ格別ノ由緒ナク其ノ質問主意書ニ記述セル所ノモ
ノハ單ニ傳說ニ過キサルナリ仍テ到底官社ニ列セラルヘキモノニアラスト認ム
右及答辯候也
大正五年二月二十六日
內務大臣法學博士一木喜德郎

一、貴族院ヨリ回付セラレタル議案左ノ如シ
罹災救助基金法中改正法律案(本院提出)
一、貴族院ハ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ
(特第二號)大正五年度特別會計歲入歲出豫算追加案
實用新案法中改正法律案(本院提出)
砂鐵法中改正法律案(本院提出)
(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)
一、昨二十一日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ
產業試驗費講習費國庫補助法中改正法律案
三津家傳之君 雜賀信三郎君 尾越辰雄君
伊藤恭之助君 中山梅治郎君 平井六右衛門君
平田 禎君 河崎助太郎君 安田伊左衛門君

一、委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ
國籍法中改正法律案委員會
委員長 森田小六郎君 理事 中村 尙武君
一、委員長補選選舉 東北六縣國有林野下辰處分ニ關スル建議案委員會委員
長補選選舉ノ結果左ノ如シ
東北六縣國有林野下辰處分ニ關スル建議案
委員長高杉金作君(杉山東太郎君補選)

○議長(島田三郎君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、議事進行ニ關スル發議ノ通告ガアリマス——廣岡宇一郎君

(廣岡宇一郎君登壇)

○廣岡宇一郎君 本員ハ議事ノ進行ニ付テ數言ヲ費シタイト思ヒマス、本期議會始テ以來屢、議場ノ紛擾ヲ來シ、爲ニ議事ノ進行ニ多大ノ障害ヲ來シタルハ、本員諸君ト共ニ甚ダ之ヲ遺憾ニ存ジテ居ル次第デゴザイマス(誰ガシタデス)ト呼フ者アリ而シテ此原因ハ主トシテ議長島田三郎君ガ我が議院ニ於ケルトコロノ(ノウ)「ノウ」デハナイト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 靜肅ニ

○廣岡宇一郎君 法規ヲ破リ先例ヲ紊ルノ致ス所デアルト本員ハ固ク信ズルデアリマス、茲ニ明カナル「二」ノ例ヲ擧ゲマスレバ、此大正五年ノ十二月二日ニ於テ、明カニ衆議院規則ニ違反シ(マダ來ヌ)ト呼フ者アリ同シク十二月二十七日ニ於テモ規則ヲ破リ、其結果ハ當ニ議長其規則ヲ破タルコトヲ自ラ覺リタルノミナラズ、與黨諸君又之ヲ認メテ翌日ニ至リテ遂ニ千古未ダ曾テ非ラザルトコロノ議事ノ逆戻リヲ爲スト云フ不體裁ヲ來シタルデアアル、一度進シタル議事ヲ取消シテ前日ノ議事ニ逆戻リヲ爲スト云フガ如キ議事ノ進行方法ガ何レノ國ニアリマスカ(ウシナ事ハ何處ニアル)「アッタナイカ」ト呼フ者アリ十二月二十八日ノ速記録ヲ御覽ニナレバ能ク分リマス、而シテ本年ニ至リテ二月十二日ニ於テ又我が衆議院ニ於ケル多年ノ慣行ヲ破タルコトコロノ一大失態ヲ來シタルデアアル

○議長(島田三郎君) 靜ニ

○廣岡宇一郎君 斯ノ如キ前例少クアリマセヌガ、是ハ本員ガ唯反對黨タルガ故ニ島田君ニ對シテ言フデアリマセヌ(誰ニ言フタノダ)「反對黨ノ爲ニ」ト呼フ者アリ「反對黨タルガ故ニ議長ノ席ニアル人ニ對シテ徒ラニ言フ弄スルト云フナラバ、島田議長差支アル時ニ當テ爲シタル花井副議長、及ヒ早速副議長ノ時ニ至リテモ同シ事實ガ現ハレナケレバナラヌデアアルガ、是等ノ人等ガ議長ノ席ニ著イタ時ニ未ダ曾テ斯ノ如キ事實ノ現ハレナイト云フ事柄ヲ見マシテモ、特ニ島田議長ニ於テ是等ノ規則ヲ破リ先例ヲ無視シテ、遂ニ事ノ茲ニ至リタルデアルト云フ事柄ガ誠ニ明瞭ニアルト信ジテ疑ハナイデアリマス(ノウ)「ヒヤ」ト呼フ者アリ此ノ一事ヲ以テモ本員ノ言フトコロ、頗ル公明正大デアルト云フコトヲ御承知ヲ乞ハナケレバナラス、特ニ昨日ノ議ノ措置ニ至リマシテハ、我が議院ノ品位ヲ傷ケルノ甚シモノデアルト思フデアリマス(ヒヤヒヤ)ト呼フ者アリ我が衆議院ニ於キマシテハ各派交渉ノ會ハ數年前ヨリシテ行ハレテ居リマス、如何ナル敵黨間ニ於キマシテモ、免三角申合ヲ相互ニ嚴重ニ守リテ居ルデアリマス、依テ以テ議場ノ秩序ヲ保タレ、依テ以テ議事ノ進行ヲ速カニシタルコト云フ功ハ沒スベカラザルモノアリト信ズルデアリマス、然レニ會期頗ル切迫致シマシテ最早今日明日シカアリマセヌノデ、昨日ノ如キハ成ベク昨日ノ議事日程ニ上タルコトヲ諸君ヲ諷シテ了スベキ申合ヲ爲シ、若シ萬已ムラ得ザルトキニ當テハ、更ニ各派ノ交渉ヲ開イテ以テ最後ノ始末ヲ付ケルト云フコトニ相成ッデ居タルデアリマス、此各派ノ申合セアルニモ拘ラズ、議長ハ數年來慣行シ來タルトコロノ各派申合ノ效力ヲ無視シテ、自己ノ議場ヲ整理スルノ能力ナキヲ恥ヂ(ノウ)「何ガノウ」ト呼フ者アリ徒ラニ議場紛擾ノ眞アルニ藉口致シマシテ遂ニ散會致シタル如キ、爲メニ多大ノ紛擾ヲ來シテ遂ニ日曜日ニモ拘ラズ更ニ本會ヲ開クト云フ大失態ヲ來シタルデアリマス、本員決シテ此言ヲ以テ島田君ノ人格ヲ傷ケントスルモノデアリマセヌ、先輩ト致シマシテ議院ニ於ケルトコロノ辯論家トシテ、

學識閑歷ニ於テ島田君ニ敬意ヲ拂フ一人デアリマス、之ニ依ッテ以テ島田君ノ人格ヲ傷ケルモノデモナク(敬意ヲ拂フタデハナイ埃ヲ拂ッタンダ)ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 靜カニ御聽キナサイ

○廣岡宇一郎君 島田君ノ事ノ茲ニ至リタル事情ニ付テハ、本員亦之ヲ諒トスルモノアルト信ズルデアリマス、島田君ガ斯ノ如キ處置ヲ取ルニ至ルマデニハ、島田君ノ頸ヲ押ヘ、島田君ノ背ヲ叩キ、島田議長ヲシテ斯ク爲サルヲ得ザラシムルノ境遇ニ立タシメタル大ナル魔ノ手ガアルデアアル(ノウ)「ト呼フ者アリ」本員ハ曾テ昨年十二月二十八日此席ニ於テ、或ル壓迫ガ島田君ヲ壓シテ此法規ヲ紊サシメタルモノデアルト云フコトヲ公言シテ、以テ警告ヲ與ヘタルデアアルガ、然レニモ拘ラズ尙與黨中ノ一部ノ人ガ、傲慢不遜ナルトコロノ魔ノ手ヲ以テ島田君ヲ差押ヘタルデアルト云フコトハ爭フベカラザル事實デアアル、此内情ニ立至リマスレバ本員島田君ノ爲メニ一滴同情ノ涙ヲ注グニ吝ナルモノデアリマセヌ、然レドモ是ハ私事デアリマス、是ハ内事デアリマス、此不法ヲ壓迫ヲ排斥シ能ハザリシ島田議長ニ至リテハ、大ナル責任アルモノト考ヘルデアリマス(拍手起ル)「ノウ」ト呼フ者アリ而シテ其結果島田君ノ衆議院議長タルノ能力ノ上ニ多大ノ疑ヲ挾ムデアアル(無禮ナコトヲ言フナ)ト呼フ者アリ故ニ私ハ茲ニ島田君ハ宜シク自ラ願ミテ處決ヲナサルガ相當デアルト信ズルデアリマス(拍手起ル)「ノウ」ト呼フ者アリ議場騷然

○議長(島田三郎君) 靜肅ニ御聽キナサイ

○廣岡宇一郎君 故ニ島田君ガ相當ノ御處決アルマデハ、總テ議事ヲ中止スルノ動議ヲ茲ニ提出スルデアリマス(拍手起ル)「ノウ」ト呼フ者アリ而シテ此本員ノ述ベマシタルトコロニ對シテ、今後ノ議事ニ付テハ事島田君ノ身上ニ關係スルコトデアリマスカラ、席ヲ副議長ニ讓ッテ(ノウ)「ト呼フ者アリ」進行アラントコトヲ希望スルデアリマス(拍手起ル)

(其事ハ山本權兵衛ガ言フノデス)ト呼フ者アリ其他發言スル者多シ

○議長(島田三郎君) 暫ク——靜肅ニシナケレバナリマセヌ——唯今ノ(議場騷然)暫ク——暫ク唯今ノ動議ニ賛成ガアレバ議題ト致シマス

(贊成ニ反對ヲ聲交ス起ル)

○議長(島田三郎君) 唯今ノ廣岡宇一郎君ノ動議ハ議題トナリマシタ——小泉又次郎君

(「議事日程ハ何時變更ニナリマシタ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 先決問題デアリマス

(「ヒヤ」ト「其通り」ト呼フ者アリ)

(小泉又次郎君登壇)

○小泉又次郎君 諸君、私ハ唯今廣岡君ヨリ御提出ニナリマシタ動議ニハ遺憾ナガラ反對ヲ致ス者デアリマス、廣岡君ハ(大ニ反對スベシ)ト呼フ者アリ議場騷然暫ク御待チ下サイ——暫ク御待チ下サイ

○議長(島田三郎君) 靜肅ニナサイ

○小泉又次郎君 廣岡君ハ發言ヲ求ムルニ議事ノ進行ト云フ名議ヲ藉リテ、其御發議ノ結段ハ動議ヲ提出サレタルデアリマス……

(此時發言スル者多シ)

○議長(島田三郎君) 靜カニナサイ

○小泉又次郎君 而モ口ヲ議事ノ進行ニ藉リテ議長ノ不信任ノ動議ヲ提出スルト云

フコトハ、卑怯千萬デアルト私ハ斷言スルデアリマス(拍手起ル)ナゼ最初ヨリ旗鼓堂々トシテ緊急動議トシテ議長ノ不信任案ヲ御提出ニナラヌカラ疑フデアリマス(拍手起ル)「君ガ賛成ナラ直グ出スヨ」ト呼フ者アリ(議長ノ彈劾ノ要領ハ謹ンデ拜聴致シマシタガ、耳ヲ傾クルノ價值ノナイト云フコトヲ斷言致シマス(拍手起ル)度、議長ノ騷擾ヲ來スコトヲ議長ノ責任ニ嫁シタヤウデゴザイマスガ、此議長ノ騷擾ヲ來シ議事ノ進行ヲ害シマスルノハ、議長ト吾ミト共ニ責任アルト云フコトヲ斷言スルデアリマス、此連帶ノ責任ヲ——御同様ガ議長ト共ニ責任アル議長一人ニ嫁スルト云フコトハ、何タルコトデアリマスガ、(議長ノ責任ダ)ト呼フ者アリ)又大正五年ノ十二月ト云フコトヲ仰セラレマシタガ、少シ廣岡君ハ御興奮ノヤウデアリマスカラ、大正四年ノ誤リデアルト私ハ思ヒマスカラ、茲ニ改メテ置キマス、大正四年十二月二議事ノ逆戻リヲシタト云フコトヲ此處御言明ニナリマシタガ、確カニサウ云フコトハアルデアリマス、サリナガラ各派ガ德義ヲ以テ交渉致シマシテ、議長ニ斯ク——ニシテ吳レヨト云フコトヲ御同様ガ請求シタ結果デアアルデアリマス(拍手起ル)議長ノ專斷デハナイト云フコトヲ私ハ茲ニ斷言スルデアリマス、(在野黨顔色ナシ)ト呼フ者アリ)又花井副議長ガ議長ニ代ッテ議長席ニ著クト議長ガ靜肅ニナル、是ハ即チ花井君ノ技倆デアッテ、島田議長ハ是ヨリ以上ノ技倆ハナイト云フノ批難デゴザイマス、諸君、議長ノ靜肅ヲ保ツノニハ御同様ガ靜肅ニスルカ、或ハ騷擾ヲ來スカト云フコトガ動機デアアルデアリマス、私ハ花井副議長ト島田議長ニ於テ何等ノ伯仲高低ナシ、議長ニ於テ適不適ハナイト信ジマス、必ズ花井副議長ガ議長席ニ上リマスレバ靜肅ニナルカラト云フ一事ヲ以テ、議長ガ議長ヲ整理スルノ技能ガナイト云フノ斷言ニ付テハ、誣ユルモ亦甚ダシイモノト私ハ斷言スルデアリマス、(事實ハ雄辯ナリ)ト呼フ者アリ)昨日ノ交渉會ニ於キマシテ、此交渉會ヲ議長ガ蹂躪シ破タト云フコトヲ言明サレマシタガ、ツレハ全ク虛偽ノ報告デアリマス、私モ其交渉會ニ列シタ一人デアリマスカラ、此ニ於テ明カニ之ヲ告白シヤウト思フデアリマス

(此時發言スル者多シ)

○議長(島田三郎君) 靜カニナサイ

○小泉又次郎君 昨日各派交渉會ニ於キマシテ、會期切迫シテ居リマスカラ(夕ベノ顔ハ何シタ)貴様ノ顔ハ何シタト呼フ者アリ)今日ハ議事ヲ勉強シテ(夕ベノ顔ハ何シタ)ト呼フ者アリ)進行シ日曜ニハ休會ヲシヤウト云フ相談ガアッタデアリマス(夕ベノ顔ハ何シタ)ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 靜カニナサイ

○小泉又次郎君 各派交渉會デアリマスカラ、暫ク御聽キ下サイ(恥ヲ知レ)ト呼フ者アリ)御同様ニ恥ヲ知ラナケレバナラヌ(無禮ナコトヲ言フナト呼フ者アリ)其交渉ナルモノハ殆ド圓滿ニ進ミマシテ今日ノ議事ヲ勉強シテ進行シ、明日ハ休會ト云フ迄ニ略々整ッタデアリマス、整ヒマシテ議長室カラ吾ミハ退出セントスル一利那ニ於テ、廣岡君ト上埜君トガ密議ヲナサレマシテ、暫ク此交渉ヲ待ッテ吳レヌカト云フ御注文ガアッタデアリマス、私共ハ此ニ於テ敬意ヲ表シテ暫ク待テ居リマシタ、廣岡君ハ幹部ニ御交渉ノ結果、折角今日ハ續クテヤッテ明日ハ休會ヲスルコトニ同意シタケレドモ、吾ミノ黨派ノ都合ガアルニ依テ明日モヤッテ吳レヌカト云フ特ニ廣岡君ノ御依頼ガアッタデアリマス(ドウダ)ト呼フ者アリ)此ニ於テ各派交渉會ハ解決ヲ告ケズ、再び又交渉會ヲ開クト云フコトハ其儘散會ヲシタデアリマス、續イテ午後休憩後ニ至リマシテ議長モ此約束ヲ守リ、吾ミモ此德義ヲ守リマシテ議長ノ面談室ニ於テ約束ノ通り、各派ノ交渉會ヲ開イタデアリマス、其交渉會ハ再び不調ニ終ッテ要領ヲ得ズ散會シタト云フコトガ、昨

日ノ各派交渉會ノ真相デアアルデアリマス(ツレガ違フ)「默レ」何ノ爲メニ休會シタト呼フ者アリ)此交渉會ヲ議長ガ蹂躪シタ、議長ガ無視シタト云フコトハ決シテハ本統ノ真相デハナイトデアリマス、廣岡君ハ特ニ虛偽ノ申立ヲシテ多クノ人ヲ欺瞞スルト云フコトハ、政治家トシテ最も慎ムベキコト、私ハ思フデアリマス(拍手起ル)唯今ノ廣岡君ノ議長ニ對スル不信任案ハ、議長ノ不信任ノ決議ヲ爲サルデアルカ、若クハ議長ノ黑幕トナッテ首ヲ抑ヘ背ヲ叩ク人ガイカスト云フ御言葉モアリマシタガ、寧ろ廣岡君ハ議長ノ不信任案ヲ撤回シテ、議長ノ首ヲ抑ヘ背ヲ叩ク人ガアルト思フナラ、此人ニ向ッテ彈劾ヲ爲サルノガ當然デアラウト思フ(ツレハ同志會ダ)ト呼フ者アリ)私ハ非公式ノコトヲ公ニ發表スルコトヲ甚ダ本意トハシナイデアリマス、併ナガラ此演壇ニ立チマシタ以上ハ、茲ニ非公式ノコトヲ發表シテ諸君ノ御反省ヲ求メタイト思フデアリマス、昨日議長ノ紛亂ヲ致シタコトハ申スマデモアリマセヌ、散會後ニ於ケル議長室ノ光景ハ如何デアッタデアリマセウカ、吾ミガ平素敬意ヲ表スルコロノ廣岡君ヲ先頭トシテ、小川平吉君其他ノ有ル御名士カ議長室ニ推寄セマシテ、闖入トハ申シマセヌ、其時ノ光景ハ如何デアッタデアリマセウカ、甚ダ申上ゲルモ私ハ恐多イデアリマス、諸君ニ向ッテ敬意ヲ失スルデアリマセウカ、匹夫猶之ヲ恥ヅル言語ト行動ヲ執ッタト云フコトハドウデアリマス(拍手起ル)形容ヲ以テ言ヒマスレバ廣岡君ノ如キハ議長ノ面前ニ此鐵拳ト申シマセウカ、拳固ト申シマセウカ、握リ拳ヲ議長ノ面前ニ突付ケテ直ニ辭職スベシト絶叫セラレタ一人デアリマス、諸君、小川君ノ如キハ紳士トシテ議長ニ辭職ヲ勸告スルト仰シヤッタデアリマスガ、退イテ考ヘテ見マスルト、眞ニ議長ニ敬意ヲ拂ヒ小川君ノ言フガ如ク敬意ヲ拂フト致シマスレバ、而モ衆人稠座ノ前ニ於テ之ヲ面責シテ、此人ニ向ッテ辭職ヲ勸告スルト云フコトガ、是ガ果シテ紳士ノ行動デアリマセウカ、政治家ノ行動デアリマセウカ、御一考ヲ煩シタイデアリマス(拍手起ル)議長辭職勸告ヲ受ケタルコトヲ議長ニ於テ發表スルコトハ與黨ノ名譽ナリヤ否ヤト呼フ者アリ)辭職ヲ勸告サレタコトノ厚顏無恥ナルコトヲ表スルデアリマス、——併ナガラ廣岡君ト云ヒ小川君ト云ヒ、決シテ公人稠座ノ前デ、議長ヲ面責シテ辭職ヲ勸告ナサルト云フコトハ本意デアリマス、其故ニ未ダ此亢奮ガ去ラズシテ、今日此演壇ニ立ッテ議長ノ不信任ヲ鳴ラスト云フガ如キハ、未ダ頭ガ冷靜ニナラヌ結果ト思フデアリマシテ、此彈劾ナルモノハ即チ眞ノ理窟ニアラズシテ一種ノ感情カラ來タトコロノ彈劾案ト思ヒマスルガ故ニ、此感情ニ對スル彈劾案ニハ絕對ニ反對ヲ表スルデアリマス

(拍手起ル)

○議長(島田三郎君) 望月長夫君

(望月長夫君登壇)

(拍手起ル)

○望月長夫君 極メテ冷靜ニ且ツ議事ノ進行ヲ妨ゲザル爲メニ、極メテ簡單ニ私ハ贊成ノ趣意ヲ述べヤウト思ヒマス、昨日ノ最後ノ議長ノ散會ノ宣告ハ、實ニ我が立憲史上ニ——我が帝國ノ議會史上ニ最大ノ惡例ヲ貽シタモノデアルト私ハ確信スルデアリマス、昨日各派ノ交渉會ヲ第一ニ開カレタトキノ精神ハ、昨日私ガ最後ニ申シマシタ如ク、會期切迫シ議案ガ非常ニ澤山デアルカラ、成ベク之ヲ進行スルヤウニ各派互ニ謹慎ヲシテ、其進行ヲ圖ラウト云フコトノ趣意デアッタ、此趣意ハ交渉會ノ結果ニ於テ決シテ破壞セラレテハ居ナイデアアル、成程交渉會ニ於テ成ベク明日ノ日曜、即チ今日ノ日曜、之ヲ休ムト云フコトノ出來ルマデニ、即チ昨日ニ於テ既ニ掲ゲラレテ居ル日程ヲ終

ルヤウニ盡力ヲシヤウト云フ話ガ纏々際ニ、政友會ノ交渉委員カラ唯今小泉君ガ述ベ
ラレタヤウナ申立ノアツタコトモ事實デアリマス、ツレハ事實デアリマスガ併ナガラ尙ホ續ッ
上デ(「館ニナル」ト呼フ者アリ)ヤハリ精々議事ヲ片付ケテ、幸ニ議事ヲ終了スルコトガ出
來タナラバ明日休ムコトニシヤウ、若シサウ行カナケレバモウ一度交渉會ヲ開カウ、精神
ハ少シモ破壞シテ居ナイ、ツレガ眞實デ、即チ精々ツレニ努メヤウト云ッテ別レテ居ル、然
ルニ本議場ニ於テ遺憾ナガラ既ニ此人權保護案外一件ノ議事ガ進行シテ、唯採決
スルノ場合ニナツテ、俄ニ山口俊一君ガ休憩ノ動議ヲ出シテ、議長ハ此休憩ノ動議
ニ對シテ、容易ニ誰ノ胸中ニモ無理ト思フ居ルト見エテ、贊成ノ言ノナイニモ拘ラス、
議長ハ強テ之ヲ迫リ出スガ如ク贊成ヲ誘キ出スガ如ク終ニ之ヲ問題ニシテ、サウシテ採
決サレタト云フ譯デ、此事既ニ議長ガ最初ヨリ惡シク交渉會ヲ開イテ——各派交渉ヲ開
イテ議事ヲ速カニ進行セシメヤウト云フ、此精神ヲ貫徹シナイヤリ方デアル、加之此休
憩ノ動議ノ爲メニ、之ガ成立シテ終ニ一時間以上モ休憩更ニ開會セラレテ、開會セラ
レタ場合ニ當ッテドウデアリマス、私ハ其精神ニ從ッテ——其以前ニ不平不服モアルケレ
ドモツレヲ一切抛ッテ直ニ討論ヲ終結シテ議事ヲ片付ケヤウト申シタニモ拘ラス、議長ハ
其討論終結ノ動議ヲ採決ガ濟ムト同時ニ二時間ガ來タカラト云ッテ散會シテ、此時間ガ
來タカラ散會フスルト云ハレタトキハ、即チ私ハ討論終結ノ動議ヲ出シテ、ツレガ與黨ノ
多數ニ依テ橫暴ニ依テ否決セラレタケレドモ、其以外ニハ何等ノ發言ノ通告スラ議長ノ
手許ニハナカッタ、議事ハ既ニ殆ド終了シテ唯採決ヲスルノ場合ニナツテ居ル、然ルニ
此場合ニ議長ハ突然單ニ口實ヲ時間ノ經過ニ藉リテ、サウシテ散會ヲシテ、併ナガラ諸
君、此時間ノ満了ニ依テ議會ヲ延會シ散會フスルト云フコトハ、決シテ常則デハナイノ
デアリマス、變則デアアル(「馬鹿ヲ言ヘ」ト呼フ者アリ)諸君ハ今馬鹿ヲ言ヘト仰シヤルカ
已ムラ得ヌカラ議事規則ヲ讀ンデ見セマセウ、議事規則ニハ何ト書イテアル(「長クヤルベ
シ」ト呼フ者アリ)何モ長クヤル故意ハナイ、議事規則ニハ何ト書イテアル(「議長ハ議
院ニ問ハズシテ散會ヲ宣告ス、議事未タ終了サルモ午後六時ニ至リタルトキハ議長ハ延
會ヲ宣告スルコトヲ得」(「得タラウ、其通り」ト呼フ者アリ)宜シイカ、是ガ變則ダト云フ、
延會スルコトモ出來ル、即チ其場合ガ延會ニ適シテ居ル場合ナラバ延會スルコトヲ得ルノ
デアル、得ル權能ノアルコトヲ私ハ認メマス、議事ガ既ニ熟シテ、サウシテ唯採決スル外
何等ノコトモ殘ッテ居ナイヤウナ場合ニ、之ヲ解決ヲセズシテ卒然延會シテ、翌日ニ突延
ハシシマフコト云フヤウナコトガ、果シテ此議事規則ノ本則ニ適合スルカ、精神ニ適合ス
ルカ、殊ニ諸君ハ何カト云フト、先例々々ト仰シヤルガ(「ツレハ自分ノ方ダ」ト呼フ者ア
リ)今日マデノ議長ニ於テ斯様ナ場合、謂レナク強イテ議事ヲ延會シテ議長ガ何時アリ
マス(「大ニアリ」ト呼フ者アリ)成程地方ノ府縣會ヤ町村會位ニ行ケバ、議長ガ橫暴ニモ
唯自派ノ不便ナル場合ニ於テ、謂レナク議事ヲ散會スルヤウナ場合ガ屢アルガ、帝國
議會ニハ當テ左様ナコトガ行ハレタコトハナイノデアアル(此時發言スル者多ク議場騷然)
然ルニ是ガ島田議長ニ至ッテ、始メテ昨日此亂暴ナコトヲサレタノデアアル(拍手起ル)最
モ劣惡ナル動作ヲ取ラレタノデアアル(「ノウ」ト呼フ者アリ)此點ニ付テ私ガ特ニ議長
ニ向ッテ、議長ハ能ク議場ニ向ッテモ良心ニ云フコトヲ仰シヤルガ、人ニ向ッテ良心ヲ責メ
ラル、議長ハ無論良心ヲ御持チニナツテ居ルニ相違ナイ(拍手起ル)然ルニ昨日ノ彼ノ場
合ニ唯今私ガ申シタ如ク、議事既ニ熟シテ唯採決スルノ場合ニ(「ノウ」ト呼フ者
アリ)特ニ議會ヲ散會サレタノハ、果シテアナタノ良心ニ聞イテドウ云フコトガアルカ、議
長ハツレニ付テ議會ニ興奮シテ居ル模様ガアツタカラ、或ハ紛擾ヲ生ズルコトヲ恐レタト
云フヤウナコトヲ言ハレマシタケレドモ、極メテ穩カナ議會デアアル、唯採決ヲスルノミノ議

會デアッタノデアアル(討論終結ハ否決サレタデハナイカ)ト呼フ者アリ)私ハ是ニ於テ議會
ガ興奮シテ居ルカラト云フヤウナコトハ、一切理由ヲ成サズシテ若シモ——若シモ此時ニ
議長ノ平素口癖ニ爲サル良心ヲ、即チ議長ノ良心ヲ(笑聲起リ)リョウウツンハニツノ村
ダ(「ト呼フ者アリ」)良心ヲ喚起シタナラバ、即チ與黨ノ便宜ヲ圖ッテ、與黨ノ方ノ足並ガ
揃ハナカッタカラ、ツレコ此儘ニ延期シナケレバ與黨ノ不利デアラウト思ヒ爲サツタ以外ニ、
他ニドウモ延會スル理由ハ無カッタラウト言タ所ガ、議長ハ全クドウモ之ニ向ッテ答フル所
ヲ知ラナカッタノデアアル(「ツレカラ」ト「默」テ聽ケ「默」レト其他發言スル者多シ)私ハ此議
長タル職務ニ於テ、即チ與黨ノ議長タルニハ非ラズシテ、帝國議會ノ議長タル地位ニ願
ミテ、斯ノ如キ一派ノ便利ノ爲ニ帝國議會ノ議事ヲ故意ニ遷延セシメテ(「何ガ故意
ダ」ト呼フ者アリ)故意デス(「故意デナ」ト呼フ者アリ)直ニ採決ヲシテ進行シ得ル場合
(「何ガ故意ダ」ト呼フ者アリ)延期セズシテ直ニ時間ヲ延長シテヤレル場合ニ散會ヲ宣
告シタ、其散會ノ宣告ハ故意デアアル(「故意ニ非ラズ」ト呼フ者アリ)斯ノ如ク我が憲法
史上ニ(「故意トハ何ゾヤ」ト呼フ者アリ)未ダ曾テアラザル最劣惡ノ事例ヲ作出サレタ議
長ハ、其最モ重モ德義上ノ責任ニ顧ミテ辭職爲サルコトガ當然デアアル(「ノウ」ト呼
フ者アリ)辭職ヲ勸告スルコトガ最モ適當ノ措置ト存ジマスカラ、熱心廣岡君ノ動議
ニ贊成致シマス

(拍手起ル)

○山口俊一君 既ニ論旨ハ盡キタリト認メマス、故ニ討論終結ノ動議ヲ提出シマス
○議長(島田三郎君) 山口君ノ發議ニ二十人以上ノ贊成ガアリマスカ

(「贊成々々」ノ聲起リ)三百五十八人贊成(ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 山口君ノ動議ニ定規ノ贊成ガアリマスルカラ、決ヲ採リマス
(「何ノ決デスカ」ト呼フ者アリ)討論終結ニ同意ノ御方ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

(「此位多數ナラ宜カラウト呼フ者アリ」)

○議長(島田三郎君) 多數デアリマス、討論ハ終結致シマシタ、廣岡君ノ動議ニ付テ
決ヲ採リマス、議長ノ處決セラレ、マデ、總テ議事ヲ中止スベシト云フ動議デアリマス、
之ニ付テ贊成ノ諸君ニ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(島田三郎君) 少數デアリマス——少數デアリマス、廣岡君ノ動議ハ否決セラ
レマシタ

(「異議アリ異議アリ」ノ聲起ル)

○議長(島田三郎君) 異議ニハ定規ノ贊成ガアリマスカ

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(島田三郎君) 定規ノ贊成ガアルト認メマスカラ、記名投票ヲ以テ決シマ
ス——閉鎖——唯今ノ廣岡君ノ說ニ贊成ノ御方ハ白票、反對ノ御方ハ青票——氏
名點呼ヲ命ジマス

(書記氏名ヲ點呼ス)

○議長(島田三郎君) 投票漏ハアリマセヌカ——投票漏ハナイト認メス——開
鎖——開匣ヲ命ジマス

(書記官投票ノ數ヲ計算ス)

○議長(島田三郎君) 投票ノ結果ヲ書記官長ヨリ報告致サセマス

岡崎書記官長報告

投票總數 二百九十八
可トスル者 百八
否トスル者 百九十

(拍手起ル)

廣岡宇一郎君提出ノ動議ヲ可トスル議員ノ氏名左ノ如シ

森久保作藏君 村野常右衛門君 岩崎幸治郎君 杉山四郎君
廣岡宇一郎君 中倉萬次郎君 丸山豐治郎君 川上榮太郎君
高橋光威君 田邊熊一君 山本梯二郎君 指田義雄君
齋藤安雄君 齋藤圭次君 秦正助君 葉住利藏君
吉植庄一郎君 長島繁太郎君 根本正君 小久保喜七君
村山金平君 橫田千之助君 友常毅三郎君 岩本平藏君
大島久滿次君 三輪市太郎君 清水市太郎君 小泉策太郎君
池田猪三君 牛田唯一君 菅原田銳吉君 小川平吉君
堀切善兵衛君 鹽川幸太君 菅原田銳吉君 小川平吉君
阿部德三郎君 高杉金作君 加藤宇兵衛君 工藤吉次君
犬塚勝太郎君 柳田清兵衛君 名村忠治君 小林源藏君
水津太郎君 谷欽太郎君 岡崎邦輔君 西村正則君
望月圭介君 兒玉亮太郎君 岡崎久綱君 板東勘五郎君
田中定吉君 三土忠造君 古谷久治君 渡邊修君
政尾藤吉君 成田榮信君 白石直治君 吉原正隆君
清盛太郎君 山内範造君 堀三太郎君 富安保太郎君
藏內次郎君 安部熊之輔君 堀三太郎君 富安保太郎君
川原茂輔君 南里琢一君 原田十衛君 松田源治君
江藤哲藏君 小森雄介君 河野庄太郎君 床次竹二郎君
武滿義雄君 兒玉好熊君 奧田榮之進君 平田禎君
古島一雄君 高木益太郎君 鈴木梅四郎君 野添宗三君
中川幸太郎君 柏原文太郎君 相島勤次郎君 伊東知也君
濱田國松君 高柳覺太郎君 望月長夫君 西村丹治郎君
中村千代松君 犬飼源太郎君 犬養嘉平治君 佐々木安五郎君
藤原元太郎君 小橋藻三衛君 萬代嘉平治君 林毅陸君
前川虎造君 長島隆二君 湯淺凡平君 林毅陸君
今井喜八君 江間俊一君 黒須龍太郎君 守屋此助君
加藤小太郎君 片岡直温君 山口俊一君 谷口武兵衛君
井原百介君 中谷德恭君 川井爲己君 西田爲之君
肥井嘉作君 小泉又次郎君 岡宮藤吉君 本井恒之君
戸塚龍君 鹿島秀實君 岡部政太郎君 坂口仁一郎君
倉光藤太郎君 飯塚彌一君 岡部政太郎君 坂口仁一郎君
目黒孝平君 久須美東馬君 高木利平君 綾部惣兵衛君
矢島八郎君 本間三郎君 須藤嘉吉君 鈴木久次郎君
小林勝民君 中村尙武君 平山午介君 河野正義君

石橋茂君 川村惇君 初見八郎君 高田新平君
橫尾輝吉君 米田實君 森田了君 鈴置倉次郎君
加賀卯之吉君 西川太治郎君 長尾元太郎君 坂口拙三君
市川文藏君 大澤辰次郎君 降旗元太郎君 加治壽衛吉君
岡崎久次郎君 浦瀬山壽君 藤澤幾之輔君 村松龜一郎君
中野貫一君 村松山壽君 柴四朗君 長澤倉吉君
矢島浦太郎君 半谷清壽君 鈴木寅彦君 井上廣居君
互理胤正君 首藤三君 鈴木寅彦君 井上廣居君
市原又次郎君 竹村欽次郎君 伊藤恭之助君 添田飛雄太郎君
菊池真一君 齋藤宇一郎君 室木彌次郎君 關戸寅松君
町田忠治君 大橋松二君 野村嘉六君 三浦倫吉君
山口嘉七君 關野善次郎君 岡崎運兵衛君 森丘覺平君
田中喜太郎君 奧田柳藏君 安東敏之君 荒川五郎君
白田久內君 高橋久次郎君 岡崎敏之君 三浦倫吉君
保科陽治君 福田民平君 三隅哲雄君 仙賀信三郎君
山根正次君 清水隆德君 濱口雄幸君 石田平吉君
武內作平君 富田幸次郎君 淺野陽吉君 津末良介君
石本鑽太郎君 西下謙次郎君 井原喜代太郎君 山田謙藏君
大原義剛君 木下謙次郎君 森原喜代太郎君 山田謙藏君
豐增龍次郎君 西英太郎君 井原喜代太郎君 山田謙藏君
井手三郎君 岡辰喜君 尾越辰雄君 安達謙藏君
護得久朝惟君 五十嵐佐市君 小池仁郎君 水津太郎君
森田茂君 川崎安之助君 大竹實一君 加瀬禰逸君
大西五一郎君 田川大吉郎君 川崎實一君 加瀬禰逸君
松本恆之助君 小林嘉平治君 川崎實一君 加瀬禰逸君
森田小六郎君 尾崎元次郎君 島田保之助君 安田伊左衛門君
岡部次郎君 八田裕二君 早速整爾君 橋本太吉君
花井卓藏君 橫山金太郎君 宮原幸三郎君 高野金重君
有田溫三君 小山谷藏君 小西正年君 加藤彰廉君
平出喜三郎君 賴母桂吉君 高木正年君 加藤彰廉君
紫安新九郎君 金澤種次郎君 小林丑三郎君 根岸曙太郎君
丸山芳介君 下岡忠治君 九鬼紋七君 重盛信近君
關山和知君 戸葉雄君 河崎助太郎君 大坂金助君
小山松壽君 大木喬命君 本田親清君 青木磐雄君
渡邊新太郎君 金尾稜嚴君 林平四郎君 飯森辰次郎君
須見千次郎君 今西林三郎君 田中省三君 岸本賀昌君
金子元三郎君 伊藤義平君 田中省三君 岸本賀昌君
○議長(島田三郎君) 廣岡君ノ動議ハ否決セラレマシタ、是ヨリ日程第一第二八、
權保護ニ關スル法律案、刑事訴訟法中改正法律案、之ニ付テ前會ノ續ヲ開キマス、
質疑ノ通告ガアリマス、許可ヲ致シマス、大場茂馬君

第一 人權保護ニ關スル法律案(高木益太郎君外 二名提出) 第一讀會ノ續

第二 刑事訴訟法中改正法律案(高木益太郎君 外二名提出) 第一讀會ノ續

(法學博士大場茂馬君登壇)

○法學博士大場茂馬君 私人司法大臣ニ對シテ質問ヲ致シマス

(「簡單々々」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 靜ニナサイ

○法學博士大場茂馬君 其第一ハ政府ハ案ノ全部ニ對シテ反對ナリヤ否ヤ、此案ト云フモノハ申スモデモナク、第一條乃至第三條成立テ居リマス、第一條ノ一項ハ刑事訴訟法第九十四條ノ(分ラナイデヤナイカ)「成ルベク冗長ニヤリタマヘ」ト呼フ者アリ、此第一項ニ對シテモ、反對デアルカドウデアルカ、又第二項ハ刑法第九十三條ノ(高聲ニ願ヒマス)ト呼フ者アリ、規定ニ對スル補足トモ謂フベキモノデアルカ、(「簡單々々」ト呼フ者アリ)「高聲」ニト呼フ者アリ、此條項ニ對シテモ反對デアルカドウカ、(「分リマセ」ト呼フ者アリ)「高聲」ニト呼フ者アリ、第二條ト云フモノハ、被告人又ハ證人ニ對シテ書類ヲ讀聞ケノ上記名調印ヲスル、當該官吏ハソレ「記名調印ヲスル」ト云フ規定デアリマス、此規定ニ對シテモ尙政府ニ於テハ反對デアルカドウカ、(「聞エナイ」ト呼フ者アリ)第三條ハ刑事訴訟法第九十條ノ證據ノ判斷ニ對スル制限デアリマス、此條項ニ對シテモ反對デアルカ、ドウデアルカト云フコトヲ御尋スルノデアリマス、(「分ラナイヨ」簡單)ト呼フ者アリ、能ク聞イテ下サレバ聞エマス

○議長(島田三郎君) 靜ニナサルト聞エマス

○法學博士大場茂馬君 私人司法大臣ニ對シテ質問ヲ致シマス、此條項ニ對シテ全部反對デアルト云フヤウニ承ツテ居リマスガ、私ノ考ヘテ居ルコトハ、間違デアルカ、間違デナイカト云フコトヲ、第一ニ承ツテ置キマス、第三十六帝國議會ノ際ニ政府委員ハ全體ニ對シテ反對デアル、勿論條項ハ違ヒマスルガ内容ハ同ジデアル、全部ニ對シテ反對デアルト云フヤウニ言明セラレマシタガ、本案ニ對シテモ同様デアルアラウト思ヒマスガ、念ノ爲ニ之ヲ承ツテ置クノデアリマス、第二ハ第一條ノ一項ニ付テ伺フノデアリマス、現行刑事訴訟法ノ規定ニ據リマスル「云フ」ト、其第九十四條ニ豫審判事ハ被告人ヲシテ其罪ヲ自白セシムル爲ニ恐喝又ハ詐言ヲ用ユルコトヲ得ズト云フ規定ガアル、此規定ハ政府當局者特ニ司法大臣ニ於テハ此規定ハ不都合ナル規定ト思フ居ルノデアアルカ、ドウデアルカ、(「法律ノ解釋ハ司法官ニ行テ開イテ來イ」ト呼フ者アリ)第二若シ此規定ガ不都合デナト致シマス、即チ豫審判事ヲシテ被告人ヲシテ自白セシムルガ爲ニ、恐喝詐言ヲ用ユルコトハイケンナト云フ御趣旨デアリマシタナラバ、此現行法ノ理由ハ檢事又ハ司法警察官ニ對シテモ、同ジク必要ガアルノハナク、即チ檢事司法警察官ニ對シテモ、恐喝詐言ヲ禁ズルト云フ趣意ハ、ヤハリ刑事訴訟法ノ第九十四條同ジ精神ニ基キテ、之ヲ定ムル必要ガアルハアルマイカ、此點ニ對スル司法大臣ノ御意見ハ如何デアルカ、第三ニ「簡單々々」ト呼フ者アリ、檢事又ハ司法警察官ハ「ソコラデ宜カラウ」ト呼フ者アリ、被告人ニ對シテ恐喝詐言ヲ爲シテ以テ自白ヲ求メルト云フ事例ハ、頻々トシテ吾々ノ耳ニ聞エル所デアラ、又實務上實感シテ居ルコトガ甚ダ多イノデアアル、此事タル殆ド公知ノ事實ト謂フテモ差支ガナイノデアリマス、司法大臣ハ斯ル公知ノ事實ヲ御承知ガナイノデアラウカ、御承知ガアリトスルナラバ、之ヲ禁ズル所ノ法制ヲ

設クルト云フコトハ必要デアルト云フコトヲ御感ジナイカ如何デアルカ、第二ノ中ノ四ト致シマシテ、檢事又ハ司法警察官ハ「簡單」ト呼フ者アリ、獨リ被告ニ對シテ自白ヲ強要スルニ止ラズ、證人若クハ關係人ニ對シテ他ノ被告ニ不利ナル陳述ヲ爲サシムベク恐喝詐言ヲ用ヰテ、其目的ヲ達シタト云フヤウナ例ガ、吾々ノ耳ニ頻々トシテ響ク所デアリマス、又吾々ノ職務ノ實行上ニ於テ現ニ之ヲ實見スル所デアリマス、斯ウ云フ事柄モヤハリ司法大臣ノ耳ニハ達シテ居ナイノデアアルカ、ドウデアルカ、其中ノ五トシマシテハ、右以上ノ如キ事實ガアツタト致シマシタナラバ、現行法即チ豫審判事ニ對シ、恐喝詐言ヲ禁ズルト同一ノ精神ニ基キマシテ、檢事又ハ司法警察官ニ對シテ同様即チ現行法ト同一ノ趣旨ニ則リマシテ、恐喝詐言ヲ禁ズルト云フコトノ必要ヲ御感ジナイカ、ドウデアルカ、特ニ之ガ必要デナト致シマスレバ、必要デナトスル理由ハ孰レニ在ルカト云フコトニ付テ、明白ナル答辯ヲ求メルノデアリマス、(「手ニ導ガ著ク」ト呼フ者アリ)笑聲拍手起ル「ソレカラ次ニ第一條ノ第二項ニ付テ質問ヲ試ムルノデアリマス、刑法第九十三條ト本法ノ規定トハ同一ノ内容ヲ有スト云フコトハ、昨日關參政官ノ說明デアリマシタガ、司法大臣ハヤハリ其說明ニ同意スルノデアリマスカ如何デアルカ、此說明ハ獨リ關參政官ノ說明ニ止マラズ、第三十六帝國議會ノ際ニ法務局長法學博士豐島直通君ガ委員會ニ出席致シマシテ、同様ノ說明ヲ致シテ居ル、此說明ハ昨日望月長夫君カラ詳細ニ其至當デアルト云フコトヲ說明セラレタノデアアルカ、同君ノ說明ヲ能ク御覽味ノ上能ク此點ニ對シテ御答辯ヲ求メマス、ソレカラ其次ニ豫審判事ト云フモノハ其目的ヲ達シ、檢事司法警察官ノ注文通り被告ガ自白ヲシ、證人其他ノ關係人ガ御注文通り被告ノ不利益ナル陳述シタル場合ニ於キマシテ、其場合ニ於テ無罪トナルカドウカ、即チ檢事及司法警察官ハ無罪ト云フコトニナルカドウカ、此點ニ對シマシテハ法務局長ハ第二十六議會ノ委員會ニ於テ無罪デアルト辯明ヲ致シテ居ル、此說明ハ司法大臣ニ於テモヤハリ認メララ、コトデアルカドウカ、若シ認メララ、コトニナリマス、恐喝詐言ヲ弄シ、其結果目的ヲ達シタ時分無罪デアル、法律上ヤツデモ宜イト云フコトニナツデハ甚シキ人權蹂躪ニナリハシナイカ、司法大臣ノ此點ニ對スル御意見ハ如何デアルノカト云フコトヲ御尋スルデアリマス、若シ此點ニ就テ司法大臣ハ即席デハ分ラヌト云フコトデアリマスレバ、私ハ此點ニ對シテ第二十六議會ノ委員會ノ速記錄ヲ取寄セテデアリマス、御目ニ懸ケテモ宜シウゴザイマス、(要ラヌ要ラヌ)「ソコラニシテハドウカ」ドウカ許シテ下サイ、會期切迫デカラ止シ給ヘ、(博士號ガ泣キマス)「モウ止メテラドウダナ」ト呼フ者アリ、恐喝詐言ヲ弄シマシテ被告又ハ證人ニ對シテ供述ヲ強要シタト云フヤウナ事實ハ、犯罪ナル如ク或場合ニ說明サレテ居ル、刑法實施以來未ダ曾テ司法警察官ガ恐喝詐言ヲ弄シテ被告人ノ自白ヲ迫リ其目的ヲ達シ、又ハ證人ニ對シテ或被告事件ニ對シテ、檢事ノ方カラ見レバ利益ナル證據、被告ノ方カラ見レバ甚シキ不利益ナル證據ヲ得タル場合ニ於キマシテ、之ヲ罰シタト云フ例ガアリマス、ドウデアルカ、二十六帝國議會ニ於テ法務局長ノ說明スルコロニ依リマスルト、未ダ曾テサウニ云フ事例ハ一件モナイ、即チサウニ云フ場合ニ刑法第九十三條ヲ以テ罰シタ例ハ一件モ無イト云フコトデアリマス、今日デモ尙サウニ云フコトデアアルカ如何カト云フコトヲ御尋スル、(「ドノ内閣ニ聞イテ居ルノダ」明後日ニシタラドウデス)ト呼フ者アリ、第一條ノ全部ニ就テ次ニ質問ヲ致シマス、(「簡單々々」ト呼フ者アリ)「モットシカリシロ」ト停電カネ、(「ドウスルノダ」參考書ヲ以テ行キマセウカ)「漢ガ垂レ」ト議長何トカシテ下サイ、(「大政黨」雅量ヲ以テ聽クベシ)ト呼フ者アリ、第一條ヲ實行スルコト、即チ恐喝詐言ヲ禁ズルト云フコトニ就テハ、少シモ費用ノ掛ラヌ問題デアリマ

ス、又此脅喝詐言ヲ以テ證入ノ自白ヲ強要シ、又ハ關係者ニ對スル自白——自白デア
リマセヌ、他ノ被告ニ對スル不利益ナル陳述ヲ強要スルヲ禁ズルト云フコトアル、サウシ
テ其禁ジテ以テ之ヲ罰スルト云フコトノ法條ヲ設ケタルコトガ少シモ費用ヲ掛ラヌ、費用
ヲ掛ラヌニ拘ハラズ、今日ニ於テ不贊成ヲナサルト云フハドウ云フ譯アルガ、人權ヲ輕
ンズルト云フ主意アルカ、又ハ官吏ノ罪惡ヲ庇護スルト云フ精神アルカドウカ、他ニ督
監方法ガアルカラ宜カラウト云フヤウナ御意見アルカ、他ニ監督方法ガアッテモ能ク
酷イ場合ニハ、其最後ニ刑法ノ規定ガアッテ之ヲ禁ズルト云フコトノ精神ガナケレバ、
監督方法ト云フモノハ十分ニ行届カヌト思ヒマス、成程惡イコトヲスレバ惡イニハ相違ナ
イ、惡イコトヲシナイヤウニ監督ガ出來ルト云フモノ、ドコモモ其惡イコトヲシコク
ヤッタ時ニハ罰スルト云フ刑法ノ規定ガアッテ、初メテ此監督方法ガ其目的ヲ達スル
フノハ、獨リ本件ノ場合デナイ、一般刑法ニ其例ヲ見ルノアル、若シ司法當局者ガ費
用モ要シナイ、別ニ反對スル特別ノ理由ノナシニ檢事及警察官ニ脅喝詐言ヲ禁ジ、
若シ脅喝詐言ニ依ッテ惡イコトヲシタ時分ニハ之ヲ罰スルト云フ法條ヲ設ケテ置クト云フ
トハ、監督方法ヲシテ最モ完全ナラシムル所以デアルト云フコトニ御氣ガ付カレナイアルカ、
ドウデアアルカ、此點ニ就テ政府ノ御意見ヲ承リタイ、殊ニ司法大臣ノ御意見ヲ承リタイ、
第四ニ第二條デアリマス（モウ宜ササウナモノ）「簡單々々」ト呼フ者アリ（檢事及警察
官ノ書類ヲ作ルコトニ於テ、其書類ノ關係者ニ讀聽カセテ署名捺印ヲナサシメ、
官吏自ラ署名捺印ヲナサシメルト云フ規定アル、此ノ如ク致シマスレバ職權ヲ以テ
作ッタ文書ト云フコトガ明ニナルノアル、斯様ナ手續ヲスルト云フコトハ少シモ之ニ反對
サル、理由ガナイヤウニ信ズルノデアリマス、何ガ爲ニ此二條ノ規定ニ反對サル、ノデアリ
マスガ、尤モ二條ノ中ニ吾ミト雖モ贊成スルコトノ出來ナイ點モナキニモアラズデアリマ
スガ、大體二條ノ精神其モノニハドウシテモ贊成シナケレバナラヌト思フ、何ガ爲ニ二條
ノ精神其モノニ反對スルカ、若シ或ル點ガ惡イナラバ此點ヲ修正シテ貴ヒタイト云フ誠
意ヲ以テ御ヤリナサルノガ相當デアリマス、頭カラ鄭重ナル手續ヲ妨ゲヤウトスルノハ、
司法大臣ノ御意見ハ果シテ何レノ點ニアルノアルカ、ソレヲ承リタイ、ソレカラ（止シ
給ヘ止シ給ヘ）「止メルナヨ」ト呼フ者アリ（第三條ニ付テハ同フノアル、第一條ノ書類ト
云フモノハ是ハ斷罪ノ用ニ供セラレヌト云フコトデアリマス、ソレガ爲ニ費用ガ掛ルト云フ
ノデアリマス（名論卓説）ト呼フ者アリ（其費用ト云フモノハ關參政官ノ説明ニ依リ
マスルト云フ）「又是ハ議員トシテ關和知君ノ説明カモ知レマセヌ、其説明ニ依ルト
普通ノ經常費ノ三倍、四百萬圓ナラ其三倍千二百萬圓掛カルト云フヤウナ説明ニナッ
テ居リマス、當局者ト云フモノハ果シテ、當局者ガサウ云フ御調ヲシタノデアルカドウカ、
當局者ノ説明ニ依レバト云フコトデアアル、當局者ト云フモノハ司法省ノ當局者デアアルカド
ウカト云フコトヲ承リタイ、果シテ四百萬圓ノ三倍ノ費用ガ掛ルト云フヤウナ計算ヲナシタ
ノデアアルカ、如何デアアルカ、又昨日尾崎法相ノ説明ニ依ルト、此點ニ關スル費用ハ普通
ノ費用ノ三倍要ルト云フガソレハ信ジナイ、少クモ百萬圓ヤ二百萬圓ハ掛ルト云フ（「簡
單々々」ト呼フ者アリ）御説明デアッテ、是ハ細カニ計算セラレタノデアアルカ、大體ノ計算
デアアルカ、如何デアアルカト云フコトヲ伺ヒタイ（「簡單々々」「謹聽々々」「餘程長イゼ」「博
士ノ名稱ガナシニモナラヌ」餘リ長イト我慢ガシ切レマセヌト呼フ者アリ）
○議長（島田三郎君）「靜カニナサイ」

（「止メルナ早クヤレ」早クヤッテシマヒ給ヘト呼フ者アリ）

○法學博士大場茂馬君「靜カニナレバ直ガヤリマス、靜カデナケレバ緩グリ特テ居リマ
ス（「笑ッチャイカ又眞面目デヤレ」「朗讀スベシ」「別席デヤレ」「別席贊成」「モウ止シ給

官報號外

大正五年二月二十八日

衆議院議事速記録第三十五號

人權保護ニ關スル法律案 刑事訴訟法中改正法律案 第一讀會ノ續
尾崎司法大臣ノ答辯

（「時間ハ貴重ダ」ト呼フ者アリ）文明各國ニ於テ行ハレテ居ルトコロノ證據審理主義ト
云フモノハ、申スマデモナク直接審理主義ニナッテ居ル、第一條ノ如キ證據ハ是ハ斷罪ノ
證據ニ供セズト云フコトニナッテ居ルノハ、文明各國ノ通理ニナッテ居ル、之ヲ司法大臣
ハ御調ノ上反對ナサルノデアアルカドウデアアルカ、又斯様ナル治罪上ノ大主義ニ反對ナサル
ト云フコトニ付テハ、若シソレガ費用ノ點デアッテナラバ、此費用ハドレダケ掛ルト云フコト
ヲ正確ノ御調ガ總テ著イテ居ナケレバナルマイ、單ニ或ハ何倍掛ルトカ少クモ云々ト云フ
ヤウナ推測ノ上ノ反對デハ、人權保護ト云フコトニ付テ甚ダ輕シテ居ルト云フコトニナ
リハシマイカ、又文明各國ニ於テハ斯様ナ主義ニナッテ居ルニ拘ラズ、獨リ帝國政府ニ
於テ之ニ反對シテ、何處マデモ直接審理主義ニ反對ナサルト云フ御精神デアアルカドウ
カ、若シ重キヲ置クナラバ此金ノ點ニ付テ費用ガ幾ラアル、其費用ガ幾ラアルト比
ベテ、人權保護ガ輕ンズベキカ重ンズベキカト云フコトニ付テ、仔細ニ御調査ヲナスタカド
ウカ、其點ニ對スル尾崎司法大臣ノ明細ナル御返答ヲ求メマス（モウ宜イダラウ）「後ハ
朗讀シ給ヘ」朗讀々々ト呼フ者アリ（簡單ニヤリマス、ソコ最後ニ第六點ヲ御尋致シ
マス、第六點ト云フノハ政府ノ御意見ニ依リマス）「云フト、檢事又ハ司法警察官ト云
フモノハ脅喝詐言ヲシテモ宜シイトハ言ハナイガ、脅喝詐言ヲ禁ズルト云フ法律ニ反對ヲナ
サルノデアリマス、第二條ニ付テハ其行爲ガアッテ時分ニ、之ヲ罰スルト云フ法條ニ反對
スルノデアリマス、第二條ニ於テキヤシテサウ云フ調ヲスル時分ニハ——調ヲスル時分ニハ
關係者ニ讀聽ケ、サウシテ官吏ト云フモノハソレト署名捺印スルト云フコトニ反對ス
ルノデアリマス、サウ致シマシテ第三條ニ於テ斯ル書類ト云フモノハ、斷罪ノ用ニ供スル
ト云フコトニ致シタイト云フ御意見デアアル、サウ致シマス）「云フト脅喝詐言ニ依ッテ作ラレ、
而モ官吏ノ署名捺印モナク、又當事者ニ讀聽ケモ何モシナイ此書類ヲ、斷罪ノ用ニ供
シテ差支ナイト云フ尾崎司法大臣ノ御意見デアリマス、サウ云フコトデアリマス）「云フト、
斯ウ云フ御意見ニナリマス、人權尊重ト云フコトハ尾崎司法大臣ノ頭ニハ無イト云フ
風ナコトニナルノデアリマス、私ハ之ヲ以テ壇ヲ降リマス」

（「御苦勞様」御骨折リゲッタナア」答辯ノ必要ナシト呼フ者アリ）
○司法大臣尾崎行雄君「大場博士ノ細カイ質問ニ一通リ御答ヲ致シマス（「勿體
ナイ」ト呼フ者アリ）反對ハ全部カ一部カト云フコトデアリマス）ガ、全部ニ對シテ反對ヲ
致シマス、自分ガ聞イタコロニ付テ問達ガアルカト云フコトニ付テハ、大場博士ノ御聞
キノコトハ多クハ間違ナヤウニ思ヒマス）答ヘマス（「其通り」ト呼フ者アリ）ソレカラ此脅
喝詐言ヲ是認スルカト云フ御尋ガアリマス）答ヘマス（「勿論サウダ」ト呼
フ者アリ）問フノガ可笑イノデアアル、無論誰ト雖モ是認スルモノハ恐ラク一人モナイト思
ヒマス、而シテ檢事警察官等ニ法律ヲ以テ之ヲ禁ジ、而シテ之ヲ罰スルノ必要ヲ唱ヘラ
レマシタガ、今日ニ於テ左様ナ必要ハナイ、ソレ等ノコトハ行政處分ニ於テ十分ニ目的ヲ
達シ得ルト考ヘテ其通り行ッテ居リマス、又關君ノ説明ニ對シ、關君及數年前ノ他ノ
政府委員ノ述ベタコロニ對シテ、同意カト云フ御尋デアリマス）答ヘマス（「然リ然リ」ト呼フ者アリ）
又法律ヲ以テ罰シタル例アリヤ否ヤト云フ御尋デアリマス）答ヘマス（「是ハ前ニ政府委員ガソレ
マデハ無カッタ答ヘタサウデアリマス、多分其通りデアラウ、其後有ツタカ無イカト云フコ
トハ今此處直ニ御答ハ出來ナイガ、多分無カッタデアラウト思ヒマス、確ノコトハ後
トカラ調ベテ御知セヲ致シマス、又罰セナケレバ目的ヲ達シ得ナイ、恐喝詐言ヲ用井タルト

齋藤君ノ如キ聰明ナル方ガ、如何ナル演説ヲセラレタカ、又中正會ニ於テハ加瀬禮逸君ノ如キハ本員ト同時ニ此ノ前ノ議會同趣旨ノ御提案ガアツタ、加瀬君モサウデア
ル、高野君モサウデア、又此ノ前ノ特別議會ニ於キマシテハ滿場一致一箇條違ヒガアリ
マスクレドモ、大體ニ官僚ガ惡喝詐言ヲ用ヒルノヲ罰スルト云フコト、犯罪搜查書類
即チ參考書類ヲ以テ斷罪ノ證據ニ非現行犯ノ場合ニハ出來ナイ、尤モ現行犯ノ場合
ハ別ダ、警察官ノ扱フノハ現行犯ガ多イデア、現行犯ノ時ハ出來ル、非現行犯ノ場
合ニ於テハ告發狀、其他法律ノ許シタル書類ノ外、無責任ナル書類ヲ以テ斷罪ノ證
據ニスルコトガ出來ナイト云フコトガ文章ハ少シ違ウカ知リマセヌガ、大體ハ前後同一デア
リマス、之ニハ滿場一致ヲ以テ諸君ガ御賛成ヲ賜フナデアリマス、ウコデ貴族院ニ於テ
田男爵カラヤカマシイ御小言ガアツタト云フコトハ、尾崎君モ御記憶ニ存スルコト、思ヒマ
ス、面シテ大場君ハドウデア、大場君ハ此ノ間マデ司法大臣ノ監督ノ下ニ居タ人デ
アリマス、司法省ノ參事官其前ハ檢事ヲヤリ、又ハ判事ヲヤリ甚ダ何デアレドモ、俗
間ノ言葉言ヘバ此間マデ尾崎君ノ配下子分デアッタ人デア、其子分ガ親分ニ向ッテ
弓ヲ彎キ否認ヲシヤウト云フデア、是程確ナコトハナイデアリマス（拍手起ル）然
ラバ吾ガ此案ヲ出シタト云フコトハ、決シテ尾崎君ノ不信任ト云フ意味デアアリマ
スクレドモ、併シ憲法政治ノ上デ不信任ヲ標榜スル方法トシテ法律ハ何等ノ制限ヲ
用ヒマセヌ、各種ノ方法ヲ以テ其政策ノ善イカ惡イカラ表明スルコトガ出來ル、現ニ近
頃モ英吉利ニ於テ獨身者ハ徵兵問題ノ案ガ通過スルト（干涉スルナ）ト呼フ者アリ
速記ニ載リサヘスレバ宜イデアリマスカラ、英吉利ノ政治家ハ自分ノ反對セシ獨
身者ノ徵兵案ガ議會ヲ通ルト云フト、樞要ナル地位ニ居ル人ガ悉ク辭表ヲ出シタ、尾
崎君ハ（ウツナ事ハ聽カヌデアモ宜イ）ト呼フ者アリ、尾崎君ハ私ノ案ガ、案其モノニ何モ不
信任ガアル譯デナク（一本論ヲ言ヘ）ト呼フ者アリ、本論ヲ言フテ居ル、案其者ニハ信任不
信任ガアル譯デナイ、自分ノ良心ニ咎メテ之ヲ不信任案ト御覽ニテラハ御覽ニテラガ
宜イ、不信任ト見ナイデア案其モノニ就テ贊否ヲ表スル方ハ贊否ヲ表スルガ宜イ、此故ニ
尾崎君ハ本員ノ提案ヲ不信任案ナリト言フクレドモ、不信任案ニ非ズ、サウ云フ趣旨
デアリマスカラ其點ニ就テ誤解ナキヤ否ヤ第一ニ質問スルデア、第二ニ御尋ラシテ
置キタイコトハ、尾崎君ハ本案實行ノ經費ガナイ昨日ノ議事筆記ヲ見マスルト、司法省
副參政官ノ職ヲ執ツテ居ル關和知君ノ御演説ニハ、少クモ今日ノ司法省ニ於ケル此
裁判ニ關スル經費ニ就テハ約三倍以上ヲ要スルデアラウト云フコトヲ當局者ハ語ッテ居
ルデアリマス、當局者ガ自分デ當局者ガ語ッテ居ルト云フコトヲ當局者ハ語ッテ居
ル、即チ二倍以上ノ經費ヲ要スル、ト云フテ居ルウコデ尾崎君ノ演説ヲ見ルト、判檢事ニ
支拂ッテ居ル俸給ハ殆ド四百萬圓、少クモ現在ノ判事ノ俸給ヲ三倍ニシナケレバ此
案ガ實行ガ出來ヌト云フコトガアリマシタガ、少ク見積ツテモ、百萬圓以上、二百萬圓ノ
範圍ニ於テ増加シナケレバドウシテモ、動キガ附カヌ、斯ウ云フデアリマス、然ラバ關君
說ニ依ルト千二百萬圓以上ニナル、尾崎君ノ說ニ依ルト百萬圓以上、二百萬圓以下
ト云フコトハ、植木ヲ買ヒニ行ツテモ、斯シナニ馬鹿氣タ値段ノ違ヒト云フモノガナイ
（拍手起ル）是點ハ敢テ尾崎君ハカリデア、關君ガ答辯シテモ、宜イ、參政官ノ資格ヲ
以テ或ハ一個ノ資格ヲ以テ肝腎ナ話デアリマスカラ答辯アリタイ、ソコデ唯今前キノ判
事且ツ檢事タリシ大場君ノ質問ニ對シテ、尾崎君ハ此案ヲ出スモノハ先ヅ經費ノ問
題ニ付テ説明ヲシロ、斯ウ云フコトヲ言ハレテ居ル、是ハ本員カラ當局者ニ向ッテ十分ニ
説明シタル、本員ノ意見ト云フモノハ日本ノ今日被告入ヲ檢舉スルノハドノ位ノ程度
マデ先ヅ大體ニ於テ一年ニ監獄ニ收容スレバ宜イデア、之ハ司法大臣トシテ考ヘナ

ケレバナラヌ、無暗ニフシ縛ルト云フコトデアレハ、蟻穀町カ兜町ヘ行ッテ、合百ヤ、テ居
ルモノヲ檢舉スレバ一日ノ内ニ何千人デモ檢舉ガ出來ル（兜町ニ合百ナ）ト呼フ者
アリ）吞ミガアル、故ニ先ヅ一年ニ日本ノ刑事事件ニ於テドノ位ノ人ヲハ檢舉シ得ルカト
云フコトヲ司法大臣トシテハ大體頭ニ置カナケレバナラヌ、司法行政及監獄政策トシテ
日本ノ監獄ハドノ位始終人間ヲ入レラレカ、ウコデ此監獄ガ例ヘバ、七萬五千人始終
入ッテ居ルモノナラバ、七萬五千人ノ定員ナラバドノ位入レテ置カカ六萬七千五
千トカ凡ソ多少ノ緩ミト云フモノヲ置カナケレバナラヌ、此點ニ於テ司法大臣ハドウ云フ
見込ヲ有ッテ居ルデア、是ガ一番肝要ナル問題デアリマス、ウコデ司法大臣ニ御尋
スルデア、同盟國ノ英吉利ハ戰爭ノ前ニドノ位ノ一年始終在監人ガアルカト云フ
先ヅ一萬五六千人デア、共和自由ノ佛蘭西ハドノ位アルカト云フ二萬三千八百人デア
ル、戰爭ノ前ニ然ルニ日本ハ五萬八千、六萬、七萬ト云フ、數ニ上ルノデス、各
國ノ比較研究ノ上カラ言フテ見デモ日本ノドウモ監獄ハ餘リ繁昌スル、刑事事件ノ檢舉
ガ苛酷過ギテ、サウシテ國民ノ生産力ヲ奪ヒ場合ニ依ッテハ犯罪ヲ製造スルト云フヤウナ
コトガアルデア（ヒヤ、ヒヤ）ト呼フ者アリ、凡ソ司法行政ノ方針ニテ日本ノ監獄ニ
ドノ位ノ收容力ガアルカ、此監獄ニ對シテドノ位マデ一年ニ人間ヲ入レ、ハ滿員ニナッテ困
ルデア、否ヤト云フコトヲ研究シナケレバナラヌ、此問題ガ極レバ私ノ言ツタ案ガ即チ
此經費問題ノ上ニ於テ證據ガアル譯デア、或ハ司法大臣ガ無勘定デ無暗ニ檢舉シ
日ニハ地獄ヲモノデハナイ、世ノ中ニハ一番多イノガ泥坊デア、其次ハ博愛デア、此博
愛ダトカ下ラナイ事件ヲヤッタナラバ、秋ノ本ノ葉ヲ刈ルガ如キモノデ幾ラデモヤレバ出來
ルモノデア、凡ソ司法大臣トシテ、國ノ司法行政ヲ立デナケレバナラヌ（笑聲起ル）其
點ニ付テ尾崎君ハドウ云フ勘定ヲ有ッテ居ルデア、ウレバ一ツ御尋ラヌ（惡イ者
ハウツナコトヲ待ツテ居リマセヌヨ）「簡單々々」贊成シヤウト思、タケレドモ、厭ヤニナツタヨ
贊成シナイヨ」ト呼フ者アリ、吾ハ之ヲ檢舉ヲ眞面目ニシテ緊縮主義ヲ執リサヘスレバ、
現在ノ刑事ノ裁判費用ハ總テ、一千萬圓ハカリ掛ルデア、英吉利ガ在監囚一萬五
六千人佛蘭西ガ二萬二千人デア、日本ハ多イ時ニハ七萬五千、少イ時ニハ五
八千人デア、之ヲ半分ニ減シテシマヒ、全ク已ムヲ得ナイ者デケラ檢舉サヘスレバ
一千萬圓ノ刑事費用ヲ五百萬圓ニ減スル、是ハ大體ミノ話デスケレドモ、五百萬圓ニ減スル
コトガ出來ル、無暗ニ刑事被告入ヲ粗製濫造スルコトニナルカラ、サウ云フコトニナルノデ
アル（笑聲起ル）吾ハ其處ニ精神ガアルデア、況ヤ官吏ノ取調ニ隣伍ヲ立會ハ
シムルト云フコトハ、尾崎君ハ委員會ニ於テ反對ノ意見ヲ表シセラレタケレドモ、是ハ日本
ガ白痴大寶ヨリ千何百年來行ッテ來タ法ナデア、五人組ノ制度所謂隣伍ト云フ
デ、向フ三軒兩隣ヲ以テ犯罪ヲ互ニ戒メルハ、勿論冠婚葬祭總テノ附合ヲシテ、自治
ノ義務ヲ盡シ、即チ今日ハ總テノ事件ヲ官僚バカリデアルト云フノガカラ間違ッテ居ル、ヤ
リ大屋デアルトカ隣伍ノ力ヲ藉リテ、成ベク賭博デアルトカ淫賣デアルトカト云フ數ノ多イ
事件ヲ少クスル、少クスルト云フ方針ヲ執ラナケレバナラヌ、吾ハ友章ヤ何カノ書キ
方ハ惡イカモ知レヌガ、精神ハ日本ガ千何百年以來實行シタ五人組ノ制度ヲ參酌シ
テ本案ヲ出シタル、尾崎君ハ此案ガ惡イナラバ此處ガ惡イト云フコトヲ言ハナケレバ
ラヌ、唯ケチヲ付ケル計リテ自分ニハ何等ノ定見ガ無イ、コレハ甚ダ遺憾デア、デア
ルカラ吾ガ唯今御尋ラシタ事柄ハ極ク眞面目ナ事柄デアレドモ、日本ノ司法行
政、監獄行政ノ根本問題デア、尾崎君ガ答辯ガ出來ナイト云フコトデアレバ、後
ロニ居ルトコロノ黑頭巾ノ豐島君ガ出テ來テモ、宜イデア、何卒明快ナル御答辯アラ
ムコトヲ願ヒタイデアリマス（拍手起ル）「無用々々」ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 尾崎司法大臣

〔司法大臣尾崎行雄君登壇〕

○司法大臣(尾崎行雄君) 高木君ハ質問ト云フ名義ノ下ニ、其博識多才ヲ唯御披露ニナツタト云フデケデ(「ヒヤノ」)「ツシナ馬鹿ナコトヲ言フナ」ト呼フ者アリ)私ノ答フベキモノハ「ツモナイ」(ツシナ大臣ノ態度ガアルカ眞面目ニ答ヘロ)ト呼フ者アリ)少クトモ「カ」ト云フ字ヲ付ケタノハ不信任案ニ就テ誤解ガナキカト云フテ居ル、成程「カ」ノ字ノ所ヲ見レバツレハ質問ノヤウニ見エマスカレドモ、是スラ質問デハナイ、昨日不信任案ト云フコトニ就テ私一言シタノハ、案其モノガ不信任ト云フ意味デ言フデハアリマセヌ、齋藤隆夫君ガ不信任案アルト云フデケレニ對シテ「言フシタケデアル」(「其通り」)「ヒヤノ」高木君等ガ御承知ノ通り私ノ就任前カラ出來テアル案アリマス(「其通り」)「ヒヤノ」ト呼フ者アリ)私ノ就任前ニ私ニ對スル不信任案ノ出ヤウ答ガナイカラ、ツレ等ニ付テハ一切誤解ハ致シテ居リマセヌ、實言言ヘバ此案ニ依レバ現在檢事警察官等ノ作成シテ居ル文書ヲ證據トスルナト云フカ「ツ」眼目デアル、之ヲセナケレバ判事ガ之ヲ作成スルコトニナリマセウ、多分——而シテ今日此人權蹂躪等ノ聲ノ聞エル事實ヲ、議場等ニ段々御述ベニナルトコロニ付テ調ベテ見ヌレバ、十中七八ハツマリ司法警察官ノシタ仕事ヲ御答メニナルノニ過ギナイノデアリマス(「君ガ監督權ガアル」ト呼フ者アリ)而シテ司法警察官ニ對シテハ司法大臣ノ監督權ハアリマスルケレドモ、警察官其モノガ内務ノ附屬ニナテ居リマスルカラ、此監督權ガ歴代十分ニ行ヒキイト云フコトハ、苟モ實情ヲ知ツテ居ル人ノ皆諒トスルコトコロデアリマス、然ラバ此點カラ言フト内務ノ主トシテ監督ニアル人ノスル事ヲ、司法ニ移セト云フノデアリカラ、強テ題ヲ付ケレバ是ハ司法大臣ノ頌德案ト云ウモ宜イノデアル、故ニ是等ノ點ニ付テハ誤解ハアリマセヌ、又監獄ノ人員ニ就テ何カ豫算ガアルカト言ハレマスルケレドモ、罪人ニ付テ豫算豫算ヲ立テ檢舉ヲ始ムルト云フコトハ出來マセヌ(「ヒヤノ」)ト呼フ者アリ)拍手起ル)唯一體ノ方針シテハ出來ルメケ入監者ヲ減ズルト云フ方針ヲ執ッテ、曾テハ七万以上アツタ者モ今日ハ五万余ニナテ居ルト云フノガ實際ノ事實デアリマシテ、之ヲ成ルベク減ラスト云フ方針ハ高木君ノ希望セラル、通り私共モ執ツテ居ルデアリマス、唯佛蘭西ヤ英吉利ト較ベテ多イト言ハレマスケレドモ、人口モ日本ノ方ガズット多イノデアリマス、隨テ罪人モ多少多イノハ當然ナ次第ト考ヘテ居リマス

○議長(島田三郎君) 片岡直溫君

〔片岡直溫君登壇〕

〔拍手起ル〕

○片岡直溫君 諸君、本員ハ同志會ヲ代表シテ本案贊成ノ理由ヲ述ベマス、(「保險ハドウシタ」)「謹慎シロ」ト呼フ者アリ)昨日當議場ニ於キマシテ齋藤隆夫君ヨリ本案贊成ノ御演說ガアツタデアリマス(「同志會ヲ代表シテ」ト呼ビ「ノウノ」ト呼フ者アリ)是ハ齋藤君一己ノ意見デアリマス、(「ノウノ」)「其通り」ト呼フ者アリ)決シテ同志會ノ意見デハナイノデアル、同志會ガ本案ヲ贊成スル所以ノモノハ委員長報告ノ通りデアリマス、決シテ司法大臣ヲ彈劾スルノ趣旨ヲ含メテ居ラナイノデアリマス(「通辭ハ其窮スル所ヲ知ル」ト呼フ者アリ)拍手起ル)此段並ニ聲明致シマス(拍手スル者アリ)

○議長(島田三郎君) 花井卓藏君

○議長(島田三郎君) 緊急動議ト通告ニハ書イテアリマス

○議長(島田三郎君) 緊急動議ト通告ニハ書イテアリマス

○法學博士花井卓藏君 ツレハ書イタノガ間違デアリマス

○議長(島田三郎君) ツレハ訂正ヲ請ヒマス、コナラノ文字ニハ左様ニナテ居リマス

○法學博士花井卓藏君 動議ヲ出スノデアリマス

○議長(島田三郎君) ツレハ唯今提出者ノ訂正ノ通りデアリマス、ツレハ「人權保護ニ關スル法律外一件右議案ハ之ヲ延期ス」斯様デアリマス——花井卓藏君

〔反對々々〕「昇法々々」ト呼フ者アリ)

〔法學博士花井卓藏君登壇〕

〔拍手スル者アリ〕

○法學博士花井卓藏君 本案ニ付キマシテ延期ノ動議ヲ提出致シマス、理由ハ甚ダ簡單デゴザイマス、人權尊重ニ關スル法案、是ハ研究ノ上ニモ研究ヲ要スベキ問題デアリマス、尙本案ノ内容實質ニ付テ、本員ニ必ズシモ反對ヲ致シテ居ル者デハナイノデアリマス、併ナガラ國家ノ意思ヲ作成スル立法行為ニ付キマシテハ、慎重ノ考慮ヲ願ハムケレハナラヌノデアリマス……

〔此時發言スル者多シ議場騷然〕

○議長(島田三郎君) 不規則ノ發言ヲ禁ジマス

○法學博士花井卓藏君 御聽キニナリマシテカラ、御反對ヲ願ヒマス……

〔此時發言スル者多シ議場騷然〕

○議長(島田三郎君) 靜ニ發言ヲ御聽キニナテ、反對ノ御意見ガアルナラアト御述ベニナルヤウニ致シタイ、唯發言スルノ妨害ヲナサルヤウナコトハ禁ジマス

○法學博士花井卓藏君 本案ハ……

〔花井博士トアルモノガナダ〕「止メロ」退場ヲ命ズベシ」ト呼フ者アリ議場騷然)

○議長(島田三郎君) 妨害ヲ止メマス、靜肅ニナサイ

〔「立憲政治ノためナラバ懲罰位ハナンデモナイ」ヤレノ〕「花井博士ガナダ」

〔「ヤルナラヤツデ見ロ」默シ黙シ〕「退場ヲ命ズベシ」君ノためニ惜ム」退場退レ

〔懲罰々々〕ト呼フ者アリ議場騷然)

○法學博士花井卓藏君 公平ニ——公平ニ私が意見ヲ述ベムト欲スルノデアリマスカラ、御迷惑デゴザイマセウガ、暫時御聽ノ上デ御判斷ヲ願ヒマス(「誰ガ聽クモノカ」)「靜肅ニ靜肅ニ」田川君三代デ貫ヘ」ト呼ビ發言スル者多シ)私ノ此案ニ對シテ延期ノ動議ヲ提出致シマス所以ハ、人權尊重ノ案ナルガ故ニ、完全ノ上ニモ完全ヲ期シタイト云フ趣旨ニ歸著スルノデアリマス、尙御聽取リテ願ヒタイ點ハ(「聽カヌ聽カヌ」)「ツシナツマラヌコトヲ言フナラ聽カヌ」ト呼フ者アリ)凡ツ法律ヲ行フニ當リマシテハ行ヒ得ベキデケノ手續ヲ具ヘナケレバナラヌノデアリマス(「謹聽」然リノ)「ト呼フ者アリ」然ルニ今之ヲ直ニ議シタトコトデ刺ス所ハ一日デアリマス、之ヲ貴族院ニ送リマシテ法案トシテ直ニ行ヒ得ルデケノ日子ヲ有シテ居ラヌノデアリマス(「ヒヤノ」)「始カラ分ッテ居ルデヤナイカ」ト呼フ者アリ)遺憾ナガラ立法權ハ上下兩院ノ協贊ヲ經ナケレバ、效力ヲ有セヌノデアリマス(「何ヲ言ツデ」)「ト呼フ者アリ」私ハ單ニ是デケノ理由ニ於テ此案ヲ延期シテ、而シテ次ノ會期ニ於テ最モ慎重ニ——最モ慎重ニ、而シテ上下兩院ノ機關ニ於テ完全ニ議決セラルルト云フ時ヲ待チタイト云フ感アルニ過ギナイノデアリマス(「拍手スル者アリ」)此問題ニ付テ何等ノ理由ヲ私ハ持ツテ居ラヌ(「嘘吐ケ」)「與黨ノ提灯持ヲスルナ」ト呼フ者アリ)相島勘次郎君ノ御言葉デゴザイマスガ、與黨ノ提灯持ニ出タノデアリマセヌ、冷靜ニ御考ヲ願ヘバ分ル、今日之ヲ議シテ今日之ヲ貴族院ニ送ツテ、明日直ニ採決セラレテ、直

ニ之ガ御裁可ヲ請フト云フ順序ニハ相成リマセヌ、此關係ニ於テ此動議ヲ出シマシテ、慎重審議ノ機會ヲ得シトスルノデアリマス、此案ヲ否決シ去ルト云フ意思デアリマセヌ、慎重考慮ヲ加ヘタイト云フ趣意ニ外ナラヌデアリマス、私ハ立法ト云フ問題デアリマスカラ、誤解ヲ招イテハ遺憾ニ存ジマス、私ハ此案ノ實質内容ニ賛成スル一人デアリマスナレドモ、修正ノ點モアリマスカラ、考慮ノ上ニモ考慮ヲ加ヘテ、完璧ノ上ニモ完璧ヲ加ヘテ、サウシテ法律トシテ力ノアルヤウニシタイ、直ニ法律トシテ行ハル、ヤウナル順序ニ運ビタイト云フ趣意ニ外ナラヌデアリマス、案ニ信任問題ガ含マレテ居ルトカ居ラヌトカ云フコトハ、私ノ眼中ニハ全然アリマセヌ、大臣ノ進退モ重イカ存ジマセヌガ、議院ノ立法權モ重イモデアルト私ハ信ジテ居リマス、之ガ延期動議デアリマス、必スノ何等ノ意思ヲ持ツテ居ナイト云フコトヲ聲明致シテ置キマス(拍手起ル)

○議長(島田三郎君) 通告ガアリマス——横田千之助君

○横田千之助君 登壇
○横田千之助君 登壇 登壇ニ對シテ反對スル者デアリマス(無用無用)ノ聲起ル此問題ハ言フマデモナク單純ナル立法問題デアリマス——單純ナル立法問題デアル(無用無用)ノ聲起ル素ヨリ司法當局ノ信任不信任ノ問題デアリナイデアル、昨日同志會ノ代議士齋藤隆夫君ガ法相不信任……(議場騒然)何時間デモヤ——靜肅ニ聽カスマデハ何時間デモヤ——一日デモ立ッテ見セ(議場騒然發言者多シ)ソナ無禮ナコトヲ——何時間デモ居ルゾ——不埒極マル(恥ヲ知レ)ト呼フ者アリ(斷シテ止サヌ)

○議長(島田三郎君) 靜……

○横田千之助君 一日デモ二日デモ斷シテ止サヌ……(小久保君ハ何ノ爲ニ登ッテ)ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 靜肅……

○横田千之助君 齋藤隆夫君ノ言ハ(無用無用)ノ聲起ル時ニ風霜ヲ掃シテ大演說デアリマシタケドモ、彼ハ齋藤君一己ノ意見トシカ見ルコトハ出來ヌデアリマス、言フマデモナク此法案ノ是非得失ハ、中正會ノ代議士タル加瀬委員長ノ報告ニ依テ是非スベキデアル、齋藤君ノ說ニ依リマスト云フ、此法案ハ尾崎司法大臣ガ在職スルガ故ニ必要ナリト云フ言ガアッタデアリマス、若シ尾崎法相在職中必要ト云フナラバ、之ニ年限ヲ附サナケレバナラヌデアル、少クモ尾崎法相在職中必要ト云フ年限ガ附イテ居ラナケレバナラヌデアリマス、此年限ガ附イテ居ラヌコトニ依テモ、此法案ガ尾崎法相彈劾案デアイト云フコトハ諸君明白デアリマセヌカ、唯今尊敬スル花井博士ノ言ニ依リマスト云フ、立法ヲ鄭重ニスルト云フ御話デアリマシタガ、諸君、花井博士ノ彼ノ演說ニ對シテ議場ガ此ノ如ク亢奮シタ所以ハ何デアリマスカ、彼ノ通り亢奮シタ所以ト云フモノハ(誰ガサシタ)ト呼フ者アリ亢奮シタ所以ト云フモノハ何デアリマスカ(勝手ニ自分等ガヤッタデアリカ)「耻ヲ知レ」ト呼フ者アリ亢奮シタ所以ハ是ハ裏面ニ於ケル所ノ與黨ニ派ノ情實カラ來タモノト云フ所ニ、議場ガ目ヲ著ケタカラデアル、花井博士ノ議論如何ニ正確デアツテモ、其裏面ノ背景ガ一ノ法案ヲ延期シ若クハ議決スルニ、與黨ノ情實ヲ以テスルト云フ背景ガアツテハ、折角ノ花井博士ノ名論モ泥土ニ塗ラル、デアリマス、諸君、諸君ハ憲法政治ヲ確立スル爲ニ此處ニ臨ンデ居ルデアル、吾々ノ演說ヲ妨害スル爲ニ選舉ニ競争シテ來ハスマイ、果シテ然ラバ此法案ノ是非ト云フモノハ、僅ニ一議員ノ演說ニ依ツテ神經過敏ニモ、トサササ紛レテ起サセルデアル、委員全會一致ヲ以テ決シテ來タデアルカラ、花井博士ノ議論ニ賛成ノ者ハヤハリ本案ヲ

未熟ナリトシテ反對ナサルガ宜シイ、此法律案ヲ不必要ナリトスル者ハ其意味ニ於テ反對ナサルガ宜シイ、事弊ヲ極フ上ニ於テ必要ナリトシタナラバ、其意味ニ於テ賛成スルガ宜シイ、之ヲ要スルニ法律問題デアルガ故ニ、極ク冷靜ニ御判斷ニナレバ分ルコトデアル、現ニ此提案ノ趣意ト致シマシテモ、司法當局ノ行爲ニバカリ就テ起テ居ルデアリナイ、最初ノ動議ノ如キハ小守事件ト云ヒ二本複事件ト云ヒ、悉ク内務行政ノ失態ヲ訴ヘテ居ル所ニ根柢ノ事實ガ横ッテ居ルデアル、高木代議士ノ質問ニ依ツテモ、廣岡代議士ノ昨日ニ於ケル質問ニ依ツテモ、多クハ内務行政ノ失態ヲ列舉シテ、之ガ確答ヲ求メテ居ルデアリマス、然レニ何ツヤ免ニモ角ニモ司法當局ハ大臣首メ副參政官關和知君ノ如キモ、此壇上ニ登ッテ其所見ヲ披瀝シテ居ルデアル、内務大臣一木博士ハ何處ニ居ルデアル、内務省ノ參政官副參政官トシテ、法律家トシテ吾々ガ尊敬スル藤澤君ハ何處ニ居ルデアル、島居錦次郎君ハ沈黙ヲ守ツテ居ルハドウ云フ譯デアル、斯ノ如ク内務當局ガ此ノ人權問題ニ對シテ當局ノ責任アル地位ニアリナカラ、最モ冷淡ナル態度ヲ示スト云フコトガ即チ此ノ法案ノ必要ヲ痛切ニ訴ヘル所以デアリマス(拍手起ル)此ノ演說ニ苦情ガアルナラバ妨害スル必要ハナイ、當面ノ責任者タル藤澤代議士、島居錦次郎代議士ハ、起テ宜ク反對ノ理由ヲ表明スルガ宜イ、一言以テ花井君ノ動議ニ反對ノ意旨ヲ表明致シマス

○議長(島田三郎君) 高柳覺太郎君

(高柳覺太郎登壇)

○高柳覺太郎君 登壇 登壇ニ對シテ反對スル者デアリマス、此案ハ委員會ニ於テ各派ヲ通過シテ全會一致ヲ以テ成立致シタル案デ、院內一人ノ關君ヲ除クノ外ハ、所謂全院一致ヲ以テ通過スベキモノデアルト私ハ思フデアリマス、然レニ唯今花井君カラ此ノ議事ヲ延期スルノ動議ノ出タルコトヲ私ハ遺憾トスル、他ノ人ナラバヤ知ラズ、常ニ此人權尊重ヲ以テ叫バレテ居ルトコロノ、而モ在野法曹ノ有力ナル花井博士ガ、討論ヲ終決セントスル場合ニ於テ、斯ル動議ヲ提出シタルコトハ同君ノ爲ニ私ハ頗ル遺憾トスルデアル(拍手起ル)同君ハ昨日來ノ經過ヲ正直ニ自白サレテ、唯此ノ議場ノ黨略ノ爲デアルト云フコトヲ言ハレラバ格別デアル、唯一時間ニ合セノ理由ヲ以テ、之ヲ延期セントスルガ如キ詭辯極ムデアルト私ハ言フデアル(拍手起ル)「偽物」花井顔色ナシ「默レ」ト呼フ者アリ此ノ案ノ内容ニ付キマシテハ多少ノ議論ハアリマセウ、若シ正確ニ論ズナラバ、或ハ矯激ニ失スルヤノ嫌アリマセウ(デカラ延期スルノダ)ト呼フ者アリ併ナガラ此刻下ノ急ニ應ズルガ爲ニハ、拷問ヲ禁ゼンガ爲ニハ、官憲ノ凌辱ヲ防グガ爲ニハ、已ムラ得ズ時弊救濟ノ策トシテハ當然ノ途デアルト私ハ思フデアリマス(拍手起ル)唯此場合ニ於テ議場ノ形勢ガ此ノ花井君ノ說ヲ容レムトスル如キコロノ形勢ハ、是ハ私ガ申述ベマスル迄モナク、既ニ諸君先刻御承知ノ事デアリマスガ、其原因ハ昨日ノ齋藤君ノ演說ニアルコトハ明カデアル(ヒヤノ)ト呼フ者アリ齋藤君ノ演說ハ私ノ信ズルコロニ依レバ、確ニ是ハ在野法曹ノ輿論ヲ代表シタモノデアルト私ハ思フ、縱シ然ラズトスルモ決シテ齋藤君一己ノ說デアリナイデアル、是ハ齋藤君ノ屬スルトコロノ同志會内ニ於ケルトコロノ一部ノ暗流ノ「ウウ」ト呼フ者アリト呼フ者アリ進リ出タル結果デアルト私ハ思フ(拍手起ル)「ウウ」ト呼フ者アリ是ハ私ノ揣摩臆測デアリマス、是ハ御互ノ御判斷ニ任セマス、併シ是ハ偶、此暗流ガ齋藤君ノ口ヲ藉リテ安全齋ニナタモノデアルト私ハ思フデアリマス、此演說ヲ聽イタ人ヤ、或ハ此演說ニ興奮サレタコロノ尾崎法相ノ態度ヲ見タ人ハデス、或ハ江南ニ今日隱居サレテ閑臥サレテ居ルトコロノ昔ノ一頭目ハ、必ズ兩方ノ類ニ微笑ヲ浮ベテ居ルデ

渡邊新太郎君 金尾稜嚴君 林平四郎君 青木磐雄君
三木與吉郎君 須見千次郎君 田淵貞四郎君 增田磯吉君
今西林三郎君 奧村七郎君 飯森辰次郎君 金子元三郎君
高山眞平君 田中省三君 岸本賀昌君 金子元三郎君
同上勸諭ヲ否トスル議員ノ氏名左ノ如シ

村野常右衛門君 野尻岩次郎君 植場平君 岩崎幸治郎君
杉山四郎君 堀野 豐彦君 廣岡宇一郎君 中倉萬次郎君
橫山寅一郎君 川上榮太郎君 高橋光威君 田邊熊一君
指田義雄君 齋藤安雄君 齋藤圭次君 秦山金平君
吉植庄一郎君 長島驚太郎君 根本正君 村山金平君
橫田千之助君 岩本平藏君 大島久滿次君 三輪市太郎君
清水市太郎君 池田猪三郎君 小川唯一君 井上敬之助君
四田鏡吉君 小坂順造君 菅原傳吉君 森久保作藏君
玉井權右衛門君 鹽川幸太郎君 菅原敬君 工藤吉次君
堀切善兵衛君 大芝惣吉君 原藤字兵衛君 小林源藏君
阿部德三郎君 高杉金作君 加藤忠治君 西村正則君
犬塚勝太郎君 榊田清兵衛君 名村忠治君 西谷金藏君
木津太郎君 谷欽太郎君 上埜安太郎君 板東勤五郎君
望月圭介君 兒玉亮太郎君 岡崎邦輔君 渡邊修君
田中定吉君 三土忠造君 古谷久綱君 清盛太郎君
政尾藤吉君 堀白石直治君 富安保太郎君 藏內次郎君
山部範造君 堀三太郎君 松田源治君 川原茂輔君
安部熊之輔君 元田十衛君 宗像政君 江藤哲藏君
南里琢一君 河野庄太郎君 床次竹二郎君 武滿義雄君
小森好雄君 奧田榮之進君 平田直彦君 鈴木梅四郎君
兒玉一雄君 高木益太郎君 關幸太郎君 柏原文太郎君
古島宗三君 山口水七郎君 中川國松君 高柳覺太郎君
相島勘次郎君 伊東知也君 濱田千代松君 犬飼源太郎君
犬養嘉平治君 佐村丹治郎君 藤原元太郎君 小橋藻三衛君
萬代嘉平治君 佐々木安五郎君 大堀孝君 前川虎造君
菊池武德君 增田次郎君 大場茂馬君 白井哲夫君
長島隆二君 伊藤義平君 湯淺凡平君 川眞田德三郎君
林毅陸君

○議長(島田三郎君) 多數ヲ以テ延期スルコトニ決シマシタ(「横暴々々」ト呼フ者アリ)
リ次ニ移リマス、日程第三、北海道會法中改正法律案政府提出貴族院回付案ヲ議
題ト致シマス

第三 北海道會法中改正法律案(政府提出、貴族院回付)

北海道會法中改正法律案 北海道上貴族院回付ノ箇所左ノ如シ

官報號外 大正五年二月二十八日

衆議院議事速記録第三十五號

北海道會法中改正法律案(貴族院修正)

第五條中第二號、第三號及第四號ヲ左ノ如ク改ム

二 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定
確定スルニ至ル迄ノ者

三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ
受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第八條中其ノ職ヲ失フノ下ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ヲ除ク外ヲ
加フ

○議長(島田三郎君) 質疑ハナイト認メマス

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(島田三郎君) 御異議ガアリマセヌカラ採決ヲ致シマス、貴族院回付ニ同意ノ
諸君ハ起立ヲ請ヒマス

(「何ノ採決ガ分ラヌ」ト呼フ者多シ)

○議長(島田三郎君) 聞エマセヌケレバモウ一ツ申シマス、日程第三、北海道會法中
改正法律案ノ貴族院回付案ヲ議題ト致シタノデアリマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 他ニ質疑ガナイト認メマス——採決ヲ致シマス、貴族院ノ修
正ニ同意スル諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(島田三郎君) 多數デアリマス、貴族院ノ修正ニ同意スルコトニ決シマシタ、日
程第四、明治四十年法律第十一號中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員
長ノ報告ヲ求メマス、山根正次君

第四 明治四十年法律第十一號中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會ノ續(委員長)

(山根正次君登壇)

○山根正次君 明治四十年法律第十一號中第四條ノ二三前條ノ療養所ノ長ハ命
令ノ定ムル所ニ依リ被保護者ニ對シ必要ナル懲戒又ハ檢束ヲ加フルコトヲ得第七條
中(沖繩縣及ヲ削ル、此政府提出貴族院カラ回付ニナツタ所ノ此案ニ付キマシテ、委
員會ヲ開キマシタ、委員長理事ノ互選ヲ行ヒ、不月ガ委員長ニナリマシタガ、直ニ議事
ヲ開キマシタ、本案ニ付テハ政府當局ヨリ説明ガアリマシタ、ツレハ療養所ノ目的
云フモノハ、病症ノ顯著ナルモノニ對シテ、サウシテ頼ル所ノナイ者ヲ病院ニ容レテ、サウ
シテ一面ニハ患者ヲ治療シ、一方ニハ又是等ノ人ガ矯メトシテ、此處ニ一生ヲ送ルヤ
ウニスル所ノ療養所デアリマス、然ルニ是等ノ患者ノ中ニ不逞無賴ノ徒ガアリマシテ、
種々要求ヲ逞シシ、遂ニハ職員ニ抵抗シテ、或ハ暴行ヲ加ヘ、サウ云フモノガ——刑
辟ニ觸レルモノガ、此患者ノ中ニ出ルデアリマス、是等ニ對シマシテ當局ニ向ッテ——官
憲ニ向ッテ之ヲ監獄ナラ監獄ニ入レルト云フコトヲ要求スルトサウ云フモノハドウモ入レテ
ハ困ルト云ッテ官憲ノ方カラ斷ハラレル、サウ云フコトカラシテ、今度此法律ヲ出サレテ懲
戒ヲ加ヘルコトニ對シテハ、療養所ノ長ガ命令ノ定ムル所ニ依ッテヤルト云フコトニ、相成
ラネバナラヌト云フコトニナツタデアリマス、當テ豫算委員會ニ於ケル本員ノ質問ニ於テ、司

法當局者ニ尋ル時ニハサウ云フ願患者ガ罪ヲ犯シタ時ニ於テ、監獄ハ入レル所ガアルカト云フタラバ、監獄ニ其用意ガアル筈ダト云フコトヲ答ヘマシタ、ケレドモ——懇談中ニ聽クニ、司法次官ヨリ内務次官ニ向テ實ハ入レル所ガナイカラ(「簡單」ト呼フ者アリ)斯ウ云フ者ヲ療養所テ取締ラシテ吳レト云フ 依頼ガアツタノデアリマス、サウシテ(「簡單」ト呼フ者アリ)少シ御待チニナラナケレバ、ドレダケ惡イ者ガ居ルカ分ラナイ、ツレバ此療養所ガ出來マシテモ、隨分澤山ノサウ云フ無賴ノ徒ガアリマシテ困ッテ居ルノデアリマスカラ、此案ハ委員會ニ於テ全會一致ヲ以テ決シテ居ルノデアリマスカラ、本會ニ於テモドウカ之ヲ御贊成アラシコトヲ、サウシテ第七條中ニハ沖繩縣ヲ削ルトアツタノハ、此法律ガ出タ時ニハマダ沖繩縣ハ特別ナ扱ニナッテ居ルノデアリマシタ、今日ハ他ノ府縣ト同様デアリマスカラ、之ヲ削ルコトニモドウカ御贊成ヲ願ヒタイノデアリマス(拍手起ル)

〔採決贊成〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 御異議ナシト認メテ、二讀會ヲ開クニ決シマス

○山口俊一君 直ニ二讀會ヲ開キ二讀會ヲ省略シテ、委員長ノ報告通リニ可決確定アラシコトヲ望ミマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 山口君ノ說ニ御異議ハナイト認メマス、直ニ第二讀會ヲ開キマス

明治四十年法律第十一號中改正法律案 第二讀會(確定議)

○議長(島田三郎君) 山口君ノ動議、本案ハ三讀會ヲ省略シテ可決確定スルコトニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 本案ハ可決確定致シマス——日程第五、國籍法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長森田小六郎君

第五 國籍法中改正法律案(政府提出貴族院送付) 第一讀會ノ續(委員長)

〔森田小六郎君登壇〕

〔簡單〕ト呼フ者アリ

○森田小六郎君 本案ハ無籍者並ニ重國籍者ノ發生ヲ防クガ爲ニ、政府ヨリ提案サレタモノデアリマシテ、委員會ニ於キマシテハ滿場一致ヲ以テ可決ヲ致シマシタ、此段御報告致シマス

〔拍手起ル〕

○議長(島田三郎君) 第二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 御異議ナシト認メテ、二讀會ヲ開クニ決シマス

○山口俊一君 直ニ第二讀會ヲ開キ二讀會ヲ省略シテ、委員長報告通リ可決確定アラシコトヲ望ミマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 山口君ノ說ニ御異議ナシト認メマス、依テ直ニ第二讀會ヲ開キマス

國籍法中改正法律案 第二讀會(確定議)

○議長(島田三郎君) 山口君ノ動議、本案ハ三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通リ可決確定致シテ宜シウゴザイマス

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 可決確定致シマス、次ハ日程第六、齒科醫師法中改正法律案、貴族院回付案ヲ議題ト致シマス

第六 齒科醫師法中改正法律案(本院提出、貴族院回付)

齒科醫師法中改正法律案

(小字及——ハ貴族院修正)

齒科醫師法中左ノ通改正ス

第一條第一號中齒科醫學學校ヲ「齒科醫學專門學校」ニ改ム

第十一條ニ左ノ一項ヲ加フ

醫師ニシテ特ニ內務大臣ノ許可ヲ受ケスシテ齒科專門ヲ標榜シ又ハ齒科醫業中金屬充填、鑲嵌、義齒科學ノ課程ヲ設クル醫學專門學校以上ノ學校ニ於テ一年以上齒科科學ヲ齒科冠經及榮工、齒列矯正並口蓋補綴ノ技術ニ屬スル行爲ヲ爲シタル者ハ齒科專門ヲ標榜シタル者亦前項ニ同シ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法公布前一年以上齒科專門ヲ標榜シ引續キ齒科醫業ヲ爲ス醫師ニ對シテハ第十一條第二項ノ規定ヲ適用セス

○津末良介君 極ク簡單ニ政府ニ對シテ質問ヲ致シマス

〔無用々々〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 津末良介君

○津末良介君 此貴族院ノ案ハ衆議院ノ案ト大體ニ於テ言葉ガ違フノミテ、意味ハ同一デゴザイマス、唯本員ガ委員會ニ於テ提出シタ案ハ、此一年間ト云フコトノ制限ヲ附シテ居リマス、即チ醫學專門學校以上ノ學校ニ於テ、一年以上齒科科學專攻ト云フコトヲ一ノ條件トシタ、然ルニ此點ヲ貴族院ノ修正ハ除イテ居リマス、而シテ政府ノ意見ハ內務大臣ノ許可ト云フコトヲ以テ、之ニ代ヘテ居ルヤウデゴザイマスガ、此內務大臣ノ許可ノ範圍ハ衆議院ノ委員會ニ於テ定メタル所ノ範圍内ニ於キマシテ許可スル方針デアルカ、此點ニ付テ御言明アラシコトヲ希望致シマス

(政府委員中川望君登壇)

○政府委員(中川望君) 唯今ノ御尋ニ御答致シマス、貴族院ニ於テ內務大臣ノ許可ト改メラレタル趣旨ハ、本院ニ於テ決定致シタル所デハ少シク窮屈ニ失スル、一年以上ノ專攻ト云フコトデハ窮屈デアツテ、其他ノ場合モ世ノ變化ニ伴フテ、內務大臣ノ認定デ許シテ宜シキ場合モアルデアラウト云フ意味ガ含マレテ居ッタデアリマス、但シ政府ハ衆議院ノ本案ニ同意ヲ表シテ居ッタデアリマスカラ、今日ノ場合ハ此案ガ確定致シマスレバ、內務大臣ニ於テ兩院ノ希望ヲ容レテ、相當ナル標準ヲ定メルノ外致方ハナイト考ヘテ居リマス、是ダケ御答致シマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 發議ガナケレバ採決致シマス、貴族院ノ修正ニ同意スルコトニ御異議ナシト認メマス

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(島田三郎君) 同意スルコトニ決スマシタ——日程第七、罹災救助基金法中改正法律案貴族院回付案ヲ議題ト致シマス

第七 罹災救助基金法中改正法律案(政府提出、貴族院回付)

罹災救助基金法中左ノ通改正ス

(小字ハ貴族院修正)

第十七條第一號及同號但書中「地方債證券」ノ下ニ「勸業債券日本興業銀行債券〇農工債券北海道拓殖銀行債券」ヲ加フ

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(島田三郎君) 御異議ナシト認メマス、依テ採決ヲ致シマス、貴族院ノ修正ニ御同意ナルト認メマス

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(島田三郎君) 御異議ナシト認メテ、貴族院修正ニ同意スルコトニ決シマス——日程第八第九ハ同一委員ニ付託シ、且同種ノ關聯セル議案デアリマスルカラ、一括シテ議題ニシタイト思ヒマス、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(島田三郎君) 御異議ガナケレバ、特許法中改正法律案實用新案法中改正法律案、之ヲ第一讀會ノ續トシテ開キマス、委員長織田了君

第八

特許法中改正法律案(織田了君提出)

第九

實用新案法中改正法律案(織田了君提出)

〔織田了君登壇〕

○織田了君 委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、委員會ニ於テハ全會一致一人ノ異議ナク可決致シマシタ、此段御報告致シマス

○議長(島田三郎君) 本案ハ極メテ簡單デアリマスカラ、一時三決ヲ採リタイト思ヒマス

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(島田三郎君) 是ニ付テ二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(島田三郎君) 御異議ナシト認メ兩案トモ二讀會ヲ開クコトニ決シマス——山口俊一君

○山口俊一君 直ニ第二讀會ヲ開キ第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決確定アラムコトヲ望ミマス

〔賛成タリト呼フ者アリ〕

○議長(島田三郎君) 山口君ノ議ニ御異議ナシト認メ、直ニ二讀會ヲ開キマス

〔賛成タリト呼フ者アリ〕

特許法中改正法律案

第二讀會(確定議)

實用新案法中改正法律案

第二讀會(確定議)

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(島田三郎君) 御異議ガアリマセヌカラ三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決確定アラムコトヲ望ミマス

決確定致シマス——日程第十、重要物產同業組合法中改正法律案第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長小山松壽君

第十 重要物產同業組合法中改正法律案

第一讀會ノ續(委員長)

〔小山松壽君登壇〕

○小山松壽君 委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、本案ハ昨日ノ日程第一ニ於テ本院ニ可決サレマシタ案ニ、更ニ補フコトヲ改正案デアリマス、委員會ニ於テ修正案ガ決議サレマシタカラ、茲ニ之ヲ御報告致シマス、原案ノ第十條ノ二トアルヲ十一條ニト改メ、本文ノ中ヲ組合長トアルヲ組合長ト修正シ、其末項ニ於テ第二項中「市町村」トアルハ「市制町村制ヲ施行セル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノニ該當ス」ト修正シタノデアリマス、尙本案ハ本法ヲ準用スヘキ他ノ組合ニモ效力ヲ及ボスト云フコトノ意味ヲ附シテ決議致シタノデアリマス、本案ニ付テハ昨日ノ日程第一ノ場合ニ於テ友常君ノ反對ノ御意見、竝ニ之ニ對シテ岡政府委員ノ應答、是等總テ筆記ヲ止メマシテ詳細ニ審議ヲ致シマシタ、尙本案ニ付テハ理由ハ、岩本平藏君ト岡政府委員トノ間ニ應答サレマシタ、其儘ノ速記ヲ茲ニ引證致シテ置キマス、右御報告致シマス

○議長(島田三郎君) 別ニ發議ガナケレバ、決ヲ採リマス、二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(島田三郎君) 御異議ナシト認メ、二讀會ヲ開クニ決シマス——山口俊一君

○山口俊一君 直ニ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定アラムコトヲ望ミマス

〔賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(島田三郎君) 御打合せ致シマスガ、修正案ガアリマスガ、ヤハリ省略致シテ宜シウゴザイマス

〔委員長報告通り異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(島田三郎君) ヲレデハ御異議ガナケレバ、直ニ第二讀會ヲ開キマス

〔賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(島田三郎君) 重要物產同業組合法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(島田三郎君) 他ニ發議ガアリマセヌカラ山口君ノ御說ノ通り、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決確定致シマス——日程第十一郡制中改正法律案

第一讀會ノ續(委員長)

○議長(島田三郎君) 重要物產同業組合法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(島田三郎君) 重要物產同業組合法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(島田三郎君) 重要物產同業組合法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(島田三郎君) 重要物產同業組合法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(島田三郎君) 重要物產同業組合法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(島田三郎君) 重要物產同業組合法中改正法律案

第二讀會(確定議)

優良ナル目的ヲ有テ居ルモノデアルト云フ意味ヲ以テ、全部此修正案ヲ可決スルニ決シマシテゴザイマス、此段御報告ニ及ヒマス

○議長(島田三郎君) 發議ガナイト認メマス、第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

○議長(島田三郎君) 御異議ナイト認メ、二讀會ヲ開クコトニ決シマス——山口俊一君

○山口俊一君 直ニ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定アラムコトヲ望ミマス

○議長(島田三郎君) 山口君ノ議ニ御異議ナイト認メマス、依テ直ニ二讀會ヲ開キマス

郡制中改正法律案 第二讀會(確定讀)

○議長(島田三郎君) 三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通りニ可決確定致シマス——日程第十一、大正二年法律第十七號廢止法律案第一讀會(續)開キマス、委員長淺野陽吉君

第十二 大正二年法律第十七號廢止法律案(齋藤宇一郎君外九名提出) 第一讀會(續)(委員長)

〔淺野陽吉君登壇〕

○淺野陽吉君 報告致シマス、本案ハ朝鮮ト内地トノ米ニ關シテ多年ノ問題デゴザイマス、本案ニ對シテハ既ニ贊否兩論者ノ通告ガアリマスカラ、私ハ簡單ニ兩論者ノ主要ナル論點ニ付テ御報告ヲ致シマス、本案ニ對シテ政府ハ絕對ニ反對ノ意ヲ表明セラレタノデゴザイマス、而シテ委員會ニ於キマシテハ質問應答頗ル多岐ニ互リマシタノデゴザイマスルガ、其論議ノ中心トナリマシタ點ハ、二ツ程アリマス、第一ハ本案ハ果シテ内地ノ米價ヲ引上グル所ノ力アリヤ、別言致シマスレバ少ナクモ内地米價ノ低下ヲ防グ所ノ力ガアルデアラウカ、モウ一ツ別言致シマスレバ、提案者ノ言フ如ク朝鮮ノ米ニ對シテ移入稅ヲ復活致シマス、果シテ内地ノ農民ヲ保護スル力ヲ有スルデアラウカ、ドウデアラウカ、即チ米價調節ノ力ヲ具ヘテ居ルデアラウカ、ドウデアラウカト云フコトガ、論議ノ中心トナタ第一點デゴザイマス、ソレカラ第二點ハ本案ハ即チ移入稅復活ト云フコトヲ致シマシタナラバ、折角今日マデ基礎ガ確立シカケテ居ル所ノ朝鮮ノ經營ヲ打破スル所ノ慮ガアルデハナカラウカ、即チ植民地經營ノ根本政策ヲ是ガ爲ニ破ルノデハナカラウカト云フ論點ガ中心ニナリマシタ第二點デゴザイマス、ソレカラ第三點ハ漸ク大正二年ニ於テ朝鮮米ニ對シテ移入稅ヲ撤廢シタノデアアル(簡單々々)ト呼フ者アリ、而シテ朝鮮ノ農業者ハソレニ依テ今日ノ基礎ヲ築キ立テ來タノデアアル、然ルニ今之ヲ俄ニ廢スル、移入稅ヲ復活スルト云フコトニナレバ、二年間ニ法律ヲ一廢又一活、所謂朝令暮改デアルカラ之ガ爲ニ朝鮮在住ノ農民ハ無論ノコトナリ、一般經濟界ノ人ノ基礎ガ動キハシマイカ、即チ朝令暮改ノ結果朝鮮在住ノ經濟界一般ノ人ニ對シテ適從スル所ヲ知ラザラシメテ、朝鮮經濟ノ根本ヲ破リハシナイカト云フ一ツノ疑ガアル、之ガ論セラレタル所ノ中心ノ第三點デゴザイマス、之ニ對シテ贊否兩論者及政府側ヨリ提唱致サレタル論點ノ最も重要ナル一二ノ概要ヲ述ベタイト存シマス、先ヅ本案提出者、即チ論セラレタル所、本案贊成者側ノ論セラレタル所ノ最も重要ナル所ノ第一點ハ、朝鮮ノ公課

ハ——租稅其他ノ公課ハ一段歩ニ付テ六十一錢デアル、ソレニ對シテ内地ハ甚ダシキ高キ率即チ四圓以上ニナッテ居ル、ソレカラ朝鮮米ノ生産費ハ一石ニ付テ八九圓シカ掛ラヌデアアル、甚ダ安イ生産費デアル、之ニ對シテ内地ノ米ノ生産費ハ一石ニ對シテ少クトモ十四五圓ヲ要スルデアアル、此ノ如ク公課ノ低クシテ生産費ノ安イ朝鮮米ガ無稅ヲ這入ルト云フコトハ、言フマデモナク内地米ニ對シテ甚ダシキ壓迫ニ相違ハナイ、故ニ移入稅ヲ復活シテ内地農民一般ニ對シテ保護ノ策ヲ爰ニ立テナケレバナラヌ云フノガ論セラレタル第一點デアリマス、ソレカラ第二點ハ内地ノ市場ニ賣買セラレマス所ノ米ノ分量ハ、一年ヲ通ジテ約二千万石デアル、朝鮮ヨリ移入セラル、所ノ米ノ數量ハ百万石ニ充タザル所ノ少數デアルケレドモ、物價ノ變動ハ頗ル微妙ノモノデアラカシテ、市場ニ於ケル人氣ノ作用ニ之ガ及ビテ、數量ノ少キニ比較シテ米價ヲ動かス所ノ力ハ非常ニ強ク、而モソレガ微妙ニ動イテ三割四割ノ米價ヲ騰貴セシムルデアアル、故ニ移入稅ノ復活ハ米價調節ノ上ニ緊急已ムヲ得ナイ重要ナル案件デアルト云フノガ第二點デゴザイマシタソレカラ朝鮮ノ米ニ對スル關稅ハ、内地ノソレニ比シテ甚ダ低イ、非常ニ安イモノデアラカラ、此儘ニシテ移入稅ヲ取ラヌト云フコトニスレバ、支那米印度米ガ朝鮮ト云フ稅率ノ安キ關門ヲ潛テ來テ、籠拔ケラシテ、日本ノ内地ニ這入ッテ來テ甚ダシク米價ヲ動かシテ、即チ内地ノ農業者ヲ打撃スルモノデアアル、之ガ第二點デアリマシタ、ソレカラ第四點ハ關稅法ニハ伸縮法ヲ取除ガアルカラ、若シ米價ガ騰ツタナラバ其伸縮法ヲ適度ニ朝鮮米ニモ施セバ決シテ朝鮮米ニ對シテ打撃トハナラヌト斯様ニ論セラレマスデアリマス、之ニ對シテ政府側及本案反對側ニ立タレタル所ノ御方々ノ論點ハ斯様ニナッテ居リマス、第一朝鮮ヲ我國ニ併合シテヨリ既二十年、今ニシテ遽ニ此ノ如キ案ヲ立アルト云フコトハ、朝鮮ニ對シテ母國ノ閉鎖デアル、朝鮮ノ經濟ニ對スル母國ノ鎖國主義デアル、日本ハ大ニ大發展ヲ策シナケレバナラヌ國運ノ狀況ニ在リ、今日ニ於テハ此計畫ハ國運發展ノ大方針ニ兩立スル所ノ計畫デハナイカラ、此ノ如キ狹キ量見ハ打破シテ、朝鮮ト内地トハ一視同仁デナケレバナラヌト云フノガ第一ノ論點デアリマシタ、第二ノ論點ハ内地ハ耕地整理及農事改良ノ結果ヨリ米ノ產額ハ年々増加シツ、アル、併テ去年作ハ五千五百萬石ニ過ギナイデアアル、人口ニ比例シテ食料既ニ不足デアアル、内地ノ產額ハ既ニ不足デアアル、之ヲ事實ニ照ラシテモ年々二百万石以上四百萬石マデハ外地ガ這入ッテ居ルデハナイカ、殊ニ大正二年ノ如キ古今未會有ノ豐作即チ五千五百萬石ヲ獲ツタ、翌年ノ四年ニ於テスラモ二百万石ハカリ外地ガ這入ッタノデアアル、サスレバ二百万石ハ喰扶持ガ足ラナイ、此國土ニ於テ朝鮮米ノ這入ルハ課稅ヲスルト云フコトハ、經濟ノ根本ニ於テ誤ッテ居ル、斷ジテ左様ナコトハシテハ行ケナイト云フ御議論デゴザイマシタ、朝鮮米ガ這入ラズトモ外地米ガ這入ルノデアアル、外地米ガ這入ラズトモ朝鮮米ヲ入レナケレバ我國ノ米ハ自給自立ノ途ガ立タヌデアナイカ、ドウセ這入ルナラバ外地米ヲ取ルヨリモ朝鮮米ヲ取ルニ加カズ、故ニ此ノ如キ復活案ハ無要デアルト云フノガ第二點デゴザイマシタ、第三點ハ食物ノ獨立ハ頗ル重要ナモノデアラカラ、帝國ノ版圖内ニ於テ自給自立ノ策ヲ立テタイ、故ニ朝鮮モ内地モ同様ニ米作開發ノ途ヲ立テナケレバナラヌ、此主義ニ本案ハ反スルデアアル、ソレカラ第四點ハ關稅法ノ取除法ガアルカラ、決シテ朝鮮米ニ對スル處待トハナラヌト云フ提案者ノ議論デアルケレドモ、是其適度ヲ得ルコトハ頗ル難イ結果ハ朝鮮米ノ處待トナルデアルト、斯ウ云フコトデアリマス、最後ニ政府ガ最も力ヲ入レテ本案ニ反對セラレタル理由ハ、本案ハ若シ通過スレバ朝鮮經濟ノ根本策ハ此ニ打破セラレテ、朝鮮ノ前途ハ暗慘タルモノトナルト云フ御議論デゴザイマシタ(ヒヤ／＼)ト呼フ者アリ、ソレハ政府ハ大正元年ニ朝鮮經營ノ獨立

策ヲ立テタル、朝鮮財政ノ獨立策ヲ立テルノニハ、財源ノ根本タル農業ノ改良ヲ努メナケレバナラヌガ故ニ、農業ノ便利ヲ圖ランガ爲ニ大正元年ニ朝鮮ノ米ノ輸出稅ヲ廢シタ、其翌年ノ二年ニ内地ノ移入稅ヲ撤廢シテ貫タノデアル、其結果初メ朝鮮ノ農事改良——米作改良耕地擴張即チ農事獎勵ノ根本政策ガ茲ニ漸ク立ツタノデアル、而シテ將來ニ於テ朝鮮財政ノ獨立ニ基礎モ茲ニ立ツタ安心ヲシテ居タル際ニ此案ガ提出サレタノデアル、此案若シ通過スレバ此苦心シテ立ツタル所ノ朝鮮財政及經濟ノ根本策ハ爰ニ花ヲ開カントスル際ニ打折レシメテソノデアルカラ、内地ヨリ朝鮮ニ來テ農業ヲ本職トスル營業モ定メシ之ガ爲メニ頓挫スルコト云フコトヲ悲ム、是ガ實ニ本案ヲ審查スルニ重要ナル所ノ案件デアルト、斯様ニ政府側ト反對セラレタノデアル、且其他其食料ト朝鮮内地ヲ通シテ米ノ食料ニ付テハ、關答ハ、頗ル精細ニ互リマシタケレドモ、是等ノ事ハ贊成反對ノ兩論者ヨリ此壇上ニ於テ此論點ヲ明カニセラルル事ト存ジマスカラ此處ニハ省キマス、而シテ採決ノ結果ハ大多數ヲ以テ本案可決、即チ朝鮮米ニ對スル輸入稅ハ復活致スベシト云フコトニ決定致シタノデアル、之ヲ以テ報告ヲ終リマシタ

○議長(島田三郎君) 此際御報告致ス事ガアリマス
(書記朗讀)
貴族院ヨリ回付セラレタル議案左ノ如シ
簡易生命保險法案(政府提出)

○政府委員(松本重威君) 本案ニ對シマシテ政府ハ遺憾ナガラ反對ノ意見ヲ表示致シマス、其理由ハ唯今委員長ヨリ詳細御報告ニナリマシタカラ長タラシク之ヲ繰返ス必要モゴザイマス、極ク簡單ニ一應申述ベタイト存ジマス、大正二年法律第二十

七號ナルモノハ、御承知ノ通り主トシテ朝鮮ノ農業開發ノ爲メ設ケラレタル所ノ法律デアリマス、右法律施行後僅々二年間ニ過ギマセヌ、而シテ朝鮮ノ農業ノ開發保護ノ必要ト云フモノハ、其ノ立法當時ト異ナリコトガアリマセヌ、然ルニ今俄ニ之ヲ廢止スルコト云フコトハ決シテ適當ナルコトハ、認メラレマセヌ、又一方カラ見マシテモ、御承知ノ通り我ガ内地ニ於テハ内地ニ産スル米ノ生産額ヲ以テシテハ、到底需要ヲ充スコトガ出來ナイノデ、年々多額ノ外國米ヲ輸入シテ居ル有様デゴザイマス、然ルニ帝國内地ニ於テ帝國ノ範圍内ニ於テ米作ニ適當ナル所ガアリマシタラバ、此米ヲ移入シテ、サウシテ之ニ供給スルコト云フコトハ最モ穩當ノ事ト存ジマス、諸君ハ朝鮮米ハ非常ニ内地ノ米價ヲ壓迫スルガ如ク感ゼラレマシタケレドモ、是モ一概ニ左様ニ論斷スルコトハ出來ナイト存ジマス、又本案提出ノ理由ハ、米價調節ノ主意モ含シテ居ルヤウニ認メラレマシタケレドモ、米價調節ノ事タル固ヨリ重大ナル問題デアリマス、政府ハ於キマシテハ米價調節委員ナルモノヲ設ケマシテ、慎重ニ今調査中デアリマス、此根本方針ガ決定シタル後ニ於テ、此米價調節方法ヲ採ルモ敢テ遲シト認メラレマセヌ、是等ノ理由ニ依テ政府ハ反對ノ意志ヲ表示致シマス

(田村新吉君登壇)
○田村新吉君 本員ハ反對ノ意見ヲ陳述シテ本案ノ否決セラレコトヲ望ム者デアリマス(ノウノ)「ヒヤノ」分タト呼フ者アリ、過日同僚議員ノ提出セラレタル此法律案ニ反對意見ヲ表示スルハ、私トシテハ甚ダ悲ム所デアリマス、併シ國勢ノ上ニ於テ信ズル所アルガ故ニ、已ムヲ得ズ一言致ス次第デアリマス、暫ク御聽取下サルコトヲ願ヒマス、本案ノ主旨ハ米價ヲ騰貴セシメンガ爲メニ朝鮮米ノ輸入稅ヲ課スベシト云フ

ニ在ル、其意志ノ存スル所ハ深ク洞察致シマス、併シ提出者ハ過去ニ於ケル國ト今日ノ朝鮮ヲ混同セラレタルノデ無イカト思フノ感ガアルノデゴザイマス(ソナナ事ハ無イヨ君二分ルカ)「ト呼フ者アリ」今日ノ朝鮮ハ吾ミト共ニ日章旗ノ下ニ立ツ所ノ日本國民デアリマス、利害與敗ヲ共ニスル所ノ國民トナッテ居ルノデアリマス、外國デハ無イノデアリマス——外國デハ無イノデアリマス(誰ガ外國ダト言フ)「ト呼フ者アリ」然ルニテ、本案提出者ハ外國米ニ課シテ居ル所ト同一ノ輸入稅ヲ朝鮮米ニ課セントスルノデアリマス(其通りデス)「ト呼フ者アリ」是ニ於テ提出者ハ御分リナル所ガアルノデアラウと思フ(分ッテ居ルヨ)「ト呼フ者アリ」此ノ如キ不法ノ法案ハ決シテ我國ニ於テ立ツベカラザルモノデアアル、私ハ單純ニシテ此法律ニ反對セザルヲ得ヌ、一ノ是ガ理由デアリマス、又提出者ノ理由トセラル、所ハ朝鮮米ノ生産費ガ低廉デアアル、故ニ之ヲ輸入スルニハ輸入稅ヲ課スベシトセラル、モノデアアル、併ナガラ一國ノ或地方ニ於テ產出スル所ノ農產物ガ、其生産費ガ低廉デアアルト云フコトハ、ソレハ國ノ富デアリマセヌカ(租稅ガ異フノ)「ト呼フ者アリ」國ガソレニ依テ富ヲ増スノデアアル、採掘費ノ低廉ナル鐵ノ原料ヲ朝鮮ニ於テ產出スルコト云フコトハ日本ノ富デアリマセヌカ、年々千數百萬圓ノ金ヲ朝鮮ニ於テ產出スルコト云フコトハ日本ノ富デアリマセヌカ、若シモ生産費ガ異ル故ニ稅ヲ課スベシト云フナラバ、本土ニ於テモ生産費ハ同一デナイノデアリマス(朝鮮ノヤウニ安イ所ハアリマセヌ)「ト呼フ者アリ」北陸ト九州トハ違フノデアリマス(違ッテモ朝鮮程安クアリマセヌ)「ト呼フ者アリ」北海道ト中國トハ違ッテ居リマス(ドノ位差ッテ居ル)「ト呼フ者アリ」大體ノ違ヒニ於テハ一作ノ地モアリ、二作ノ地モアルノデアリマス、其生産費ハ決シテ一デナイノデアリマス、若モ是等ノ場所各ニ稅關ヲ設ケテ各、各ニ於テ課稅スルコト云フコトニナツタラバ日本ハドウナリマス、立國ノ基礎ヲ危クスルノデアリマス、即チ本案ノ理由トセラルル所ハ、更ニ理由ノ無イモノデゴザイマス、又本案ノ目的トセラルル所ハ米價調節ニアラウト思ヒマス、米價調節果シテ國家ノ爲メニ必要ナルヤ否ヤハ、未ダ確定セザル議論デアラウト思ヒマス、併シ一步譲ッテ是アリト致シマスナラバ、ソレハ日本ノ全體ニ對シテ必要デアアル、即チ米價調節ノ必要ガアルトスルナラバ、朝鮮ニ於キマシテモ亦米價調節ノ必要ハ内地ト同様にアルノデハゴザイマセヌカ、内地ニ於テ米價ノ騰貴ヲ抑ッテ居リマス、朝鮮ニ於テモ米價ノ騰貴ヲ抑ッテ居ルコト云フコトハ、此ノ如ク思ヒ來タリマシタナラバ、吾ミガ是マデ聞キマスニハ、飯粒デ鯛ヲ釣ルコト云フコトヲ聞キマス、本案ノ如キハ鯛デ飯粒ヲ釣上ゲヤウトスルヤウナ話ノヤウデアリマス、餘リニ國家ガ——餘リ國家ガ拂ハントスルコトコソ犧牲ガ大ナルモノデゴザイマス、尙之ヲ政治上ヨリ見マシタナラバ、我日本ハ年々少ナカラザル金圓ヲ費シテ朝鮮ノ開發ニ努メテ居ルノデアリマス、官民共ニ精勵努力シテ是ガ開發ヲ努メテ居ルノデゴザイマス、而シテ漸ク事其緒ニ就キ、是ヨリシテ段々進ミ行ントスル此時ニ於テ、此ノ如キ牆壁ヲ築キマスコトハ、此間ニ於テ如何ナル感情ヲ生ズルデゴザイマセウカ、今日迄計畫シ來タコソノ我國ノ方針政治ハ此ニ於テ大損害ヲ被ラネバナラヌノデアリマス、之ヲ思ヒ來リマシテモ本案ニハ贊成スルコトハ如何ニシテモ出來ナイノデゴザイマス、尙一言デアリマス、或論者ハ申サレリニ、朝鮮ニハ尙關稅ガアルデハナイカ、日本カラ行クモノニモ稅ヲ課スルデハナイカト、斯様ナコトヲ申サレルハガアル、或ハ米ノ稅金ハ今ハ無イカ、現ニ大豆ノ稅金ガアルデハナイカト言ハレル、又或ハ日本ノ稅率ノ中ニハ外國米ニ稅ヲ課スルガ每百斤ニ付テ一圓デアアルガ、但書ニ依レバ四十錢ニスルコトガ出來テ、朝鮮米ニ對シテ此但書ヲ用井ル事ガアルデハナイカト言フハガアル、併ナガラ其處ヲ論據デハナイ、元來日本ノ一部分ヨリ生ズル農產物ニ對シテ、

官報號外 大正五年二月二十八日 衆議院議事速記錄第三十五號 議長ノ報告 大正二年法律第十七號廢止法律案 第一讀會ノ續 八一七

自分自身之輸入税ヲ課スルコト云フコトが不穩當ナルト云フ議論アリマス、今朝鮮ニ存シテ居ルコロノ關稅ハ御承知ノ如ク條約ノ結果トシテ韓國時代ノ遺物トシテ今日存スルノアリマス、是ハ既ニ其年限ノ過半ヲ過ギタノアリマス、後ト殘レルトコロハ僅カ數年デアッテ、今幾年ナラズシテ是ハ全ク撤廢サレルトコロノモナアル、サウ云フ時期ニ達シテ居ルノアル、數年ナラズシテ撤廢サレルトコロノ其時期ニ達シテ居ル今ニ於テ、茲ニ再ビ其稅ヲ課スル法律ヲ拵ヘントスルノハ、決シテ其時ヲ得テ居ルモノデナイノデアアル、是ガ撤廢サレタ後ニ於テ朝鮮ガ日本ト全ク同一ノ關稅ガ朝鮮ニ於テ行ハレル、此時ニナレバ移入稅移出稅ガ全ク無クナル、其時期ハ僅カ目睫ノ中ニアルノデアアル、然レニ稅率ヲ今茲ニ置カントセラル、ノハ私共其理由ヲ解セナイノデゴザイマス、一言ニ申シマステ私ガ今迄述べ來ッタコトヲ要シマス、本案ハ足ラ切ツテ手ヲ肥サウトスルガ如キモノデアッテ、同一ノ神經ヲ有スル此身體國家ニ於テ、此ノ如キコトヲ爲シ得ベキモノデナイノデアリマス、強イテ之ヲ爲サバ利無クシテ唯大害ヲ蒙ルモノデアルト思ヒマス、願クハ諸君此ノ如キ法律案ハ大多數ヲ以テ反對否決セラレンコトヲ希ヒマス(拍手起ル)

○議長(島田三郎君) 川崎安之助君

(拍手起ル)

(川崎安之助君登壇)

○川崎安之助君 私ハ此案ニ贊成スル者デアリマス、唯今田村君ハ四箇條ノ點ヲ擧ゲテ反對サレマシタ、其一ハ朝鮮ハ我國ノ版圖デアルニ、提出者ハ恰モ外國ノ如キ思フナシテ、斯ウ云フ經濟界ニ墻壁ヲ設ケルノ不當デアルト云フコトヲ擧ゲテ居ラレリ、朝鮮ガ我國ノ領分デアルコトハ苟モ幼稚國ノ生徒モ知ツテ居リマス、吾々不肖ナリト雖モ其位ノコトハ知ツテ居ル、其次ニ田村君ハ生産費ガ廉イカラハ是ニ課稅ヲスルノハイカナイト云フコトヲ言ツテ居ル、生産費ガ廉イカラハ課稅ヲ重クセト云フコトハ、吾々決シテ言ツテ居リマス、吾々主張スルコトハ朝鮮ニ於テ前政府ノ時代ニ諸外國ト締盟シテ置イタ、其關稅ガ僅カ一石ニ付テ五錢位デアル外國米ガ這入ルノデアアルカラ、若シ此内地ノ米價ガ騰貴シタ場合ニ於テ、朝鮮ニ生産スル外國米ノ米ヲ擧ゲ内地ニ輸入スルヤウナ場合ガアツタ時ニ、外國ノ此廉イ米ガ朝鮮ニ這入ツテ朝鮮人ガ其外國米ヲ代用品ニシテ朝鮮ノ一千万石以上ノ米ガ内地ニ這入ツタ場合ニ、吾々内地ノ農民等ハ大ニ壓迫ヲ加ヘラレル感シガアルカラ、是等ヲ防グ爲ニ此法案ヲ撤廢スルノハ必要デアラウト思フ、大體田村君ノ如キハ單ニ此大正二年ノ法律第十七號ノアルノミヲ知ツテ、遡ッテ其根本タル明治四十二年勅令第三百三十一號ナルモノヲ御存シテアルヤ否ヤ、是ハ甚ダ失禮ナガ田村君ニ御尋スルノデアリマス、田村君ハ單ニ此米ヤ麥ノミヲヤカマシク言ツテ居ル、之ヲ撤廢スルノ朝鮮ノ農業ノ開發ヲ阻礙スルコト、或ハ朝鮮ノ獨立經營ヲ危クスルコト云フコトヲ言ツテ居ル、若モサウ云フヤウ御感シガアルナラバ、アナタハ苟モ商工業デアハナイカ、商工業者ノ立場カラシテ何ガ故ニ此朝鮮ノ商工業ヲ妨ゲルトコロノ、此四十二年ノ勅令第三百三十一號ヲ根本ヨリ全廢スル說ヲ立テラレナイノデアアルカ、唯此商工業品ノ輸入ニ對シテハ、西洋各國ト同ジヤウナ關稅ヲ拂ッテ入レナケレバ内地ニ這入ラヌノデアアル、單ニ米初等ニ對シテ廉イ稅ヲ以テ内地ノ農業ヲ壓迫シヤウト云フヤウナコトハ、餘リニ商工者根性ノ自家的心デハナイカト思フノデアリマス、又此ノ如キモノヲ設ケテ關稅ノ條約ハ後ト僅カ五年デアル、又之ヲ改廢ラシナケレバナラヌ必要ガアルカラ、モウ目睫ノ間ニ迫ツテ居ルカラ此ノ如キコトヲスル必要ハナイト云フコトヲ申シテ居ラレケレドモ、吾々提案ノ理由ハ、未來永劫此十七號ヲ撤廢シヤウト云フノデアリナイノデアアル若モ此西洋各國ニ對スルコロノ關稅ノ條約期限ガ濟ンダナラバ、

此ヤウナ法律ハ無論根本ヨリ廢止シタイ考デアルノデアリマス、ドウカ此點ハ誤解ナキヤウニ願ヒタイ、又政府委員ハ此案ヲ以テ朝鮮ノ開發ニ害ガアルガ爲ニ反對デアルト云フヤウナコトヲ言ハレタ、政府委員トシテ此ノ如キ大キナ煩悩ヲ吐カレルヤウナ資格ハ私ハ無イノデアラウト思フ、全體十七號ノ成立ハ如何ナル所カラ出タカト申シマスレバ、議員石橋爲之助君ガ之ヲ建議サレテ、政府ガ石橋君ノ建議ニ贊成ラシテ出來上ツタモノデアッテ、決シテ政府自身ガ之ヲ組立テタ問題デハナイノデアリマス、而シテ石橋君ガ之ヲ提出サレタ理由ヲ速記ニ就テ調ベテ見マス、石橋君ハ斯様ナコトヲ言ツテ居リマス、此案ハ米價ノ調節シテ生活難ノ緩和ニ重大ナル關係ヲ持ツテ居ルコトハ申スマデモナイノデアアル、其他朝鮮ノ開發云々、石橋君ガ第二十議會ニ於テ本案ヲ提出セラレマシタコロノ理由ノ第一トシテハ、即チ米價調節、延テハ生活難ノ緩和ト云フコトニ重大ノ關係ヲ持ツテ居ルコト云フコトヲ言ツテ居ラレマス、諸君、此大正二年二月即チ第二十議會ノ當時ハ如何ナル有様デアッタカ、米價ガ二十二三圓以上モシテカラニ、實ニ此細民ハ生活難ニ苦シテ居ッタキデアアル、故ニ此案ノ出ルノハ洵ニ尤ナ次第デアッテ、即チ米價ノ調節シテ生活難ノ緩和ヲ圖ルト云フタメニ此案ガ出タノデアリマス、此時ニ於ケル本會ノ有様及委員會ノ有様ハ如何デアッタカト云フコトヲ調ベテ見マス、其當時列席シテ居ラレマシタ農民黨ノ諸君ハ、一言モ之ニ對シテ反對ラシテ居ラレヌノデアアル、此米價調節即チ米價ヲ引下ゲル、或ハ生活難ノ緩和ヲ圖ルト云フタメニハ、農民黨ノ諸君ガ一致シテ誰一人ハ反對ガナクシテ、此十七號ノ案ト云フモノガ出來テ居ルノデアリマス(拍手起ル)今日ハ實ニ此反對ノ結果ヲ來シテ居ルノデアアル、此案ノ出來タメニ内地ノ米ガ僅カ二十一二圓、交通ノ便利ノ惡イ所デアリ十三四圓位デアアル(十圓ノ米モアリマス)ト呼ブ者アリ(サウデス、十圓位ノ米ガアルノデアアル、然レモ拘ラズ、商工業者ノ方ニ於テ此案ノ當時ノ成立ヲ忘レテ反對ラセラル、ト云フコトハ、實ニ商工業者ノ自我ノ強キニ本員ハ驚カザルヲ得ヌノデアリマス、全體農民ハ辛抱強イモノデアリマス、此地租輕減ニ對シテモ唯一通ノ請願書ヲ出スノミデアッテ農民自ラ此帝都ニ澤山集ッテ來テ我儘運動スルヤウナコトハナイ、商工業ノ人ハドウデアアルカ、商業會議所法ノ改正ノ運動ニ對シテモ、澤山上海ヲシテカラニ種々運動ヲ試ミテ居ルノデアアル、吾々實ニ商工業者ノ自我ノ強イノ驚クノデアリマス、願クハ此案ノ成立ニ反對カラニ、商工業者ハ大雅量ヲ以テ斯ノ如キ案ニハ反對セラレナイヤウニ私ハ希望スルノデアリマス(拍手起ル)

○議長(島田三郎君) 質問ノ通告ガアリマス

——石橋爲之助君——

質問ノ通告デ

(石橋爲之助君登壇)

○石橋爲之助君 諸君、本員ハ簡單ニ三箇條バカリノ質問ヲ致シタイノデアリマス、提案者ニ向ツテ質問ヲ致シタイノデアリマス(モウ止セ)「ト呼ブ者アリ」此廢止サレントスル法律ハ、唯今申サレタ如ク私ノ提出致シマシタコトヲ兩院ニ於テ御贊同下サレタ結果、法律トナッタノデアリマス、故ニ當時ノ事情ヲ最モ能ク自分ハ承知シテ居ルノデアリマス、其通過シタ理由カラ考ヘテ見マシテモ、是ハ單ニ米價調節ト云フ一ノ目的バカリデハナカッタノデ、ソレ以外ニ朝鮮ノ開發ト云フコトガ重大ナル理由ノ一ツデアッタノデアリマス(拍手起ル)サウシテ此法律ヲ廢止セントスル理由ハ、單ニ此米價調節ト云フ一點バカリデアリマス、其當時米價調節ノモデナクシテ、朝鮮ノ開發ト云フコトヲ主タル理由トシテ、本院ニ於テ採用サレタ證據トシテハ、當時外米輸入稅ノ全廢案モ一方ニ出タノデアリマス、併シ其方ハ否決サレテ、サウシテ此方ガ通過シタノデアリマスカラ、明ニ

當時ノ事情ハ米價調節ト云フノニアラズシテ、一方ニ更ニ重大ナル朝鮮ノ開發ト云フコトガ、目的ノ一ツデアルト云フコトハ承認サレテ居ルノデアリマス、サウ致シマスレバ此朝鮮ノ開發、富源ノ開發ト云フコトハ日本帝國ノ恆久ノ國策デアリマス、サウシテ一方ノ米價調節ト云フコトハ、米ノ價ノ高下ハ日々變化スルモノデアリマス、是ハ一時的ノ調節策即チ纏繞策デアリマス、恆久ノ國策ト一時ノ纏繞策ト何レガ重キカ輕キカ、即チ本末ヲ何レヲ主トスベキモデアアルカト云フコトニ付テ、最モ茲ニ賢明ナル諸君ノ判斷ヲ煩ハサナケレバナラヌデアリマス、故ニ其點ニ付テ何レヲ主トスルヤト云フコトヲ、提案者ニ質問シタイノデアリマス、ソレカラ之ヲ廢止致シマシタ結果、ドウ云フコトニナルカト云ヘバ、朝鮮ノ移入米ハ減シマス、併ナガラ尙他ニ臺灣ト云フモノガアルノデアリ、同ク植民地カラ入テ來ル所ノ米ガ日本ノ米價ヲ下落セシムルト云フヤウナ理由ヲ以テ、是ニ牆壁ヲ設ケント欲スルナラバ、何故ニ朝鮮ニ限ッテ牆壁ヲ設ケルノデアルカ、臺灣ニ向ッテハ何故ニ自由ニ開放シテ置クノデアルカ、左様ナコトヲ致ス結果ハ朝鮮ノ方ハ移入ガ減少シテモ、又其代リニ臺灣カラ移入スルモノガ増加スルト云フコトニナツタナラバ、此法律案ノ理由ハ全ク其效ヲ成サナイコトニナツテシマフノデアリ(拍手起ル)同ジ植民地ニ對シテ其待遇ノ厚薄、此點ニ付テ提案者ハ如何ニ考ヘテ居ルカト云フコトヲ承リタイノデアリ、ソレカラ此法律案ヲ讀ンデ見マスルト、此法律其モノニ誠意アリヤ否ヤ、提案者ニ誠意アリヤ否ヤヲ私ハ疑ハサルヲ得ナイノデアリ(「ノウ」ト呼フ者アリ)此附則ニ本法ノ施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムトアル、若シ提案者ノ言フガ如ク米價調節ヲ一日モ早クシナケレバナラヌト云フ必要ニ迫ラレテ居ル法律デアルナラバ、何故ニ此議院ノ權能ニ屬スル範圍内ニ於テ此實施期限ヲ定メナイノデアルカ、政府ハ之ニ向ッテ絕對ノ反對ト云フコトデアル、絕對ノ反對デアルト云フ政府ニ向ッテ、施行期日ヲ定ムルコトヲ委託スルト云フコトハ、自分ノ權能ヲ廢棄シテ、サウシテ此反對者ニ向ッテ何時デモ宜シイ、二年二年後デモ構ハナイト云フ意味ニ於テ、此法律ノ魂トモ見ルベキモノニ向ッテ、左様ナ論理ノ矛盾シタ法案ヲ作ッテ居ルノデアリマス(「ノウ」ト呼フ者アリ)其點ニ對シテ十分ナル辯明ヲ求メント欲ルノデアリマス(拍手起ル)

(「答辯ニ及バヌ」ト呼フ者アリ)

○齋藤宇一郎君 議長

○議長(島田三郎君) 齋藤宇一郎君

(「齋藤宇一郎君登壇」)

(「拍手起ル」)

○齋藤宇一郎君 時間モ切迫シテ居リマスカラ私ハ辯論ヲ好マヌデアリマスガ、唯今石橋君カラ質問ガアリマシタカラ、提出者ノ一人トシテ責任上御答ヲ致シマス、石橋君モ此案ニハ贊成者トシテ署名サレテ居ル御方デアリマスカラ(「誤リデアリマス取消マス」ト呼フ者アリ)ソレ等ノコトハ能ク御承知デアラウトハ思ッテ居リマス、御尋デアリマスカラ御答ヲ致シマス、何故斯シナ臨時ノ纏繞的ノコトヲスルカ、是ガ第一ノ御問、是カラ御答居ルト云フノガ根本ノ觀念デアリマス(「其通り」ト呼フ者アリ)何故カト申シマスト云フト、朝鮮ノ開發々々ト云フコトヲ申シマスシテ、是ガ朝鮮統治ノ根本策デアル故ニ、此案ニハ反對ナリト云フコトハ、隨分反對者ノ仰シヤルコトデ、唯今モ政府當局者ガサウ云フコトヲ申サレタデアリマスガ、吾々ハ朝鮮ノ開發ヲ望ムコトハ、敢テ反對者及政府當局ニ讓ジテ居ラヌデアリマス、併ナガラ此内地ノ農業ニ多大ナル壓迫ヲ與ヘルヤウナ政策ヲ執シタデモ、朝鮮ノ農業ヲ開發セシメナケレバナラヌト云フコトハ、絕對ニテイノデア

リマス(拍手起ル)若シ斯ノ如キ矛盾ナル事ヲ發見シタル以上ハ、一日デモ早ク之ヲ改メテ、而シテソレ等ノ事ノ憂ノナキ時機ニ於テ、之ヲ改メルト云フコトハ何等差支ナイ(「ヒヤ」ト呼フ者アリ)其事ニ就テハ唯今川崎君ガ述ベマシタカラ、總テノ稅制ノ整理ガ出來マシテ、朝鮮モ内地モ同ジ總テノ稅制ヲ行フ時機ニ至リマスレバ、無論是等ノコトハ改メナケレバナラヌコト、吾々モ信ジテ居リマス、第二ニ何故朝鮮ダケニ課シテ臺灣ニ課サナイカ、是モモウ少シ御調ニナツタラ分リマセウガ、臺灣ニハ日本ト同ジ關稅法ガ行レテ居ルノデアリマス、故ニ此方ニハ及ボサズ、朝鮮ノ方ニ斯ノ如キ方法ヲ設ケマシテ、内地ノ農業ト平均シタ負擔ヲ課シテ、サウシテ兩方相持ッテ進ミタイト云フ考デアリマス、ソレカラ立法ノ精神トモ云フベキ附則ニ、何故施行ノ期限ヲ定メナイカ、斯ウ云フ御問デアリマスガ、是ハ此類ノ法案ハ此施行期限ヲ勅令ニ定ムルト云フコトガ、最モ有利ナノデアリマス、何故カナラバ他ニ是マデモ例ノアリマシタ通り、斯ウ云フ案ヲ出シマスト云フト、此米ノ價格ニ期限ガ明カナツテ居リマスルト、餘リ銳敏ニ影響ヲ致シマスカラシテ、其邊ハ機宜ニ適スル適當ノ或期限ヲ以テ實行スルト云フコトハ、吾々ハ餘程考慮シテ、斯ノ如キ附則ヲ設ケタデアリマス(拍手起ル)尙私ハ前反對者田村君石橋君ノ御論ヲ拜聽致シマスルト云フト、殆ド之ニ對シテ攻撃ヲ致ス價値ハナイノデアリマス、唯一言石橋君田村君モ其立場ノ上カラ、其地盤ノ上カラ已ムヲ得サウ云フ御議論ヲ爲サルモノト私ハ同情ニ堪ヘヌデアリマス、恐クハ其演說ガ其選舉區ニ響イタナラバ、或ハ失望スルダラウト思フデアリ(拍手起ル)何故カナラバ何故カナラバ此先達來非常ニ米價ガ下落シテ、地方ガ貧窮ニナツテ、地方ガ貧窮ニナツテ、サウシテ地方ノ購買力ガ劣タ時ニ、此大都會ノ商工業者モ非常ニ困ツタ、モウ少シ農業ヲ開發シナケレバ——米價ヲ騰貴セシメテ、サウシテ地方ノ購買力ヲ高メナケレバ、此都會ノ經濟ガ維持ガ出來ヌト云フノデ、非常ニ都會ノ方デモ此米價調節ト云フコトノ必要ヲ認メテ大ニ絶叫シタコトハ、アナタ方モ御承知ノコトデアル、而シテ私共此米價調節ヲ唱ヘマスノハ決シテ何處デモ高クスルト云フ意味デアリマセヌ、適當ノ處ニ持ッテ行カウト云フノデアリマシテ、今日ノ九圓若クハ十圓デハ到底内地ノ農業ノ立行カナイト云フコトハ、皆サソノ御承知ノコトデアリマセウト思ヒマス、ドウゾ滿場ノ御贊成ヲ請ヒマス(拍手起ル)

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○山口俊一君 本案ニ對シテ討論終結ノ動議ヲ提出致シマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 討論終結ノ動議ニ定規ノ贊成ガアルト認メマス、依テ之ヲ起立ニ諮ヒマス——討論終結ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(島田三郎君) 多數、討論ハ終結致シマシタ、本案ニ就テハ井原百介君外二十四名ヨリ衆議院規則百二十七條ニ依テ記名投票ヲ以テ決スルト云フ請求ガアリマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 依テ記名投票ニ依テ採決致シマス——規則デハ左様ナ譯デアリマス——「讀會ヲ開クベシト云フ諸君ハ白票、反對ノ諸君ハ青票」開鎖氏名點呼ヲ行ヒマス

(「書記氏名ヲ點呼ス」)

○議長(島田三郎君) 投票漏ハアリマセヌカ——投票漏ハナイト認メマス開鎖開匣ヲ命ジマス

(1111)

付テ貴族院ノ修正ニ同意スルヤ否ヲ決シマス、同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

○議長(島田三郎君) 分ラヌ分ラヌト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 分ラマセカ

○議長(島田三郎君) 採決致シマス、簡易生命保險法案貴族院ノ修正ニ同意スル

ヤ否ヲ決スルノアリマス、貴族院ノ修正ニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 無シ

○議長(島田三郎君) 貴族院ノ修正ニ同意セザルコトニ決シマシタ(拍手起ル)然ル

以上ハ議院法第五十五條ニ據リ兩院協議委員會ヲ開クコトヲ求メナケレバナリマセカ

依テ協議委員會ノ數及其選舉方法ヲ議題ト致シマス

○山口俊一君 協議委員會ノ數ハ十名トシ、當場ニ於テ選舉セラレムコトヲ望ミマス

(賛成々々)ノ聲起ル

○議長(島田三郎君) 協議委員會ノ數ハ十名トシテ、議場ニ於テ選舉スルト云フノ動

議アリマス、此動議ニ御異存ガナケレバ其通りニ決シマス(賛成々々)「反對」ト呼フ

者アリ

○野添宗三君 兩院協議委員會ノ選舉ハ議長指名ニ依テ選舉セラレンコトヲ望ミマス

(賛成)「反對」ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 議場選舉ノ說ト議長指名ノ說トニツアリマス、依テ議場選舉

ノ說ガ採リマス、山口君ノ說、即チ議場ニ於テ選舉スルト云フ說ニ賛成ノ諸君ノ起

立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(島田三郎君) 多數アリマス、依テ議場ニ於テ選舉スルトコトニ決シマシタ、此

場合御諮リヲ致シマス、是カラ兩院協議委員會ヲ選舉スルノアリマスガ、投票用紙ヲ配

付致シテ居リマス、此配付ノ終ルマデ議事ノ繼續ヲ致シタイト思ヒマス、御異議ハアリマ

セヌカ

(「混雜致シマスカラ他ノ議事ノ延期ヲ願ヒマス」ト呼フ者アリ)「賛成々々」ノ聲起

ル

○議長(島田三郎君) ソレデハ便宜ノ方法アリマスガ、御異存ガアレバ用紙ノ配付

ヲ終ルヲ待ツコトニ致シマス

(投票用紙ヲ配付ス)

○議長(島田三郎君) 投票用紙ノ配付ヲ終リマシタ念ノ爲メニ投票ノ方法ヲ申シ

マス、投票用紙ノ配付漏ハアリマセヌカ、配付漏ハアリマセヌカ、配付漏ハナイ

ト認メマス、投票ハ無記名十名ヲ連記シテ本札ノ名札ヲ副ヘテ御持參ヲ願ヒマス

(「十名ヲ連記スルノデスナ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 念ノ爲メニモウ一遍申シマス、十名ヲ連記シ本札ノ名札ヲ副

ヘテ御持參ヲ願ヒマス、投票ハ無記名アリマス、氏名點呼ヲ行ヒマス

(書記氏名ヲ點呼ス)

○議長(島田三郎君) 投票漏ハアリマセヌカ、投票漏ハ無イト認メマス、投票

函ヲ閉鎖致シマス、投票函ヲ開キマス

(書記官投票數ヲ計算ス)

○議長(島田三郎君) 投票ノ數ト名刺ノ數ト符合致シマシタ、是ヨリ點檢致シマ

ス、御諮リヲ致シマス、投票中ニ被選人全部同一ナルモノガ澤山アリマス、ソレヲ一々

讀上ゲマス時間ガ掛リマスカラ、同ジモノハ計算シテ讀上ゲタイト思ヒマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 御異議ガナイト認メテ左様ニ取扱ヒマス

(二時間ノ延長ヲ願ヒマス)ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 時間ヲ延長致シマス

○佐々木安五郎君 議長定員ガアリマスガ

○議長(島田三郎君) 調ベマス、投票ノ結果ヲ報告致シマス

(書記朗讀)

大西 五十一郎君 百五十四點

安達 謙藏君 百五十四點

加藤 小太郎君 百五十四點

丸岡 直介君 百五十四點

高野 芳金君 百五十四點

川崎 金重君 百五十四點

加瀬 龍吉君 百五十四點

淺野 陽吉君 百五十四點

花井 卓藏君 百五十四點

大竹 貫一君 百五十四點

佐々木 安五郎君 百五十四點

森田 茂君 百五十四點

山道 襄一君 百五十四點

小西 和君 百五十四點

飯塚 彌一郎君 百五十四點

八田 裕二君 百五十四點

西谷 金藏君 百五十四點

尾崎 元次郎君 百五十四點

金子 元三郎君 百五十四點

坂口 仁三郎君 百五十四點

島田 保之助君 百五十四點

高柳 覺太郎君 百五十四點

藤小太郎君 百五十四點

藤田 珠一君 百五十四點

上十名ノ諸君ガ當選セラレマシタ(拍手起ル)更ニ御報告シテ置キマスガ、總テ投票ノ

人名中一名如何ニシテモ讀得ナイモノガアリマス、無効ト致シマス(日程ノ順ニ願ヒマス)

ト呼フ者アリ)日程第十三、司法代書人法案、第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長尾

越辰雄君

第十二 司法代書人法案(請願委員長提 第一讀會ノ續(委員長

出) (尾越辰雄君登壇)

○尾越辰雄君 簡單ニ御報告致シマス、本案ハ御承知ノ通り請願委員長ガ提出ニ

ナダ法案アリマス、請願委員會ニ於キマシタモ其特別委員會ヲ設ケマシテ、政府委

員ト質問應答ヲ重ネテ、アレマス、ソレデハ此度本會議ニ於テ特別委員會ニ付サレマシタ

尙一回委員會ヲ開キマシテ質問應答ヲ重ネマシタ、其概要ヲ申上ゲマス(「簡單」ト呼フ者アリ)

マスガ、修正案ガアリマスカラ多少言ハナケレバナリマセカ(「ハヤノ」ヤリ給ヘ)呼フ者アリ

リ)別ニ不同意ト云フ點ハナシ、唯二點氣遣ヒハナシト云フコトアリマス、デ結局ハ政府ハ意見ナ

レモ委員ノ答ニ依リマシテ、政府モ了解サレタヤウアリマス、

大正五年二月二十八日 衆議院議事速記第二十五號 簡易生命保險法案(賛同) 司法代書人法案 第一讀會ノ續

官報號外

八二一

○意見ヲ言ハナイ、反對ノ意見モ言ハナケレバ贊成ノ意見モ言ハナイ、ツレデ修正シマシテ點ハ附則ノ第二ノ所、第一ハ現在ノ代書人ニ付テノ規定、第二ハ此法律ノ施行期日デアリ、其間ニハ本法施行地域ハ司法大臣ノ決定ニ付コトヲ津原君カラ修正案ガ出マシテ、是ハ政府モ贊成デアラ、地方官宜カラウト云フコトデアリマシタ、是ハ山間僻地ニハマダ此本法ニ依ル代書人ヲ供給スルコトハ、或ハ困難デアラウト云フ杞憂カラ出タデアリマス、滿場一致ヲ以テ其通り、即チ修正案通り決議ニナッタデアリマス、速ニ御可決アラント希望致シマス(拍手起ル)

(政府委員田川大吉郎君登壇)

○政府委員(田川大吉郎君) 政府ハ此法案ニハ反對デアリマス、委員會ニ於テ反對ノ理由ヲ申サナカッタデアリマス、申シマシタガ採決ノ場合ニ於ケル御評議ノ状態ガ、特ニ反對ノ意見ヲ言明スルノ必要ナシト認メテ略シタデアリマス、故ニ速記録ハ完全デアリマセヌケレドモ、ツレバ點檢スレバ政府ノ意思ハ明瞭ナリト信ジマスカラ、此場合ニ於テハ一切ヲ略シテ、唯反對デアルト云フコトヲ言明致シテ置キマス

○議長(島田三郎君) 別ニ發議ガナシト認メテ採決ヲ致シマス、第二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 御異議ナシト認メテ第一讀會ヲ開クニ決シマス

○山口俊一君 直ニ第二讀會ヲ開クニ決シマス、委員會長報告ノ通り可決確定アラント希望致シマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 山口君ノ議ニ御異議ナシト認メマス、依テ直ニ第二讀會ヲ開キマス

司法代書人法案

第二讀會(確定議)

○議長(島田三郎君) 御異議ガアリマセヌカラ山口君ノ動議ノ通り第二讀會ヲ省略シテ可決確定致シマシタ、日程第十四、第十五、同一委員ニ付託シタモノデ同一ノ關聯シタル議案デアリマスカラ、一括議題ニシタイト思ヒマス、御異議ガナケレバ……

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 御異議ガナシト認メマス、酒造稅法中改正法律案、菅原傳君外六名提出、酒造稅法中改正法律案、村松龜一郎君外九名提出、委員長ノ報告ヲ求メマス——金子元三郎君

酒造稅法中改正法律案(菅原傳君外六名提出)

第一讀會(續)(委員長報告)

第十五 一郎君外九名提出

第一讀會(續)(委員長報告)

(金子元三郎君登壇)

○金子元三郎君 此兩案ハ總テ條章モ文字モ同一デアリマスカラ、之ヲ一ツノモノトシテ御報告ヲ申上ゲマス、委員會ニ於テハ數多ノ質問應答等モゴザイマシタケレドモ、ツレハ總テ省略致シマシテ其大要ヲ申上ゲマス、本案ニ付テハ大藏當局ハ租稅ノ一方ニ於テ増スケレドモ、或ハ其影響ヲ受ケテ或方面ニ於テ減額ヲ來スカモ知レヌカラト云フ理由デ、此本案ニ反對ナシ居ラレマシタ、併ナガラ農商務省ノ當局及内務省ノ當局ニ就テ其意見ヲ求メマスレバ、地方開發ノ爲ニ最モ其必要ヲ認メル、但シ此本案自體ハ稅其物ニ關係スルコトデアラカシテ、其直接ニ付テハ別段デアラケレドモ、此趣旨ニ於テ地方開發、産業助長、輸出獎勵等ノ理由ニ於テハ總テ同意ヲスル、斯様ニ答テ得テ居リマス、デ此本案ハ元來廢物ヲ利用シテ産業ヲ起サウ、斯様ニコトデアリマス、此提出シテ居リマス所ノ「馬鈴薯」二字ヲ加ヘテ、尙誤リナイヤウニト云フコト

ト「馬鈴薯」ノ下ニ「澱粉ノ殘滓」ト云フ文字ヲ加ヘテ修正ヲ致シタノデゴザイマス、委員會ニ於テハ此修正案ヲ全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、此段御報告ヲ申上ゲマス(拍手起ル)

(政府委員松本重威君登壇)

○政府委員(松本重威君) 政府ハ遺憾ナガラ本案ニ對シテハ、絶對的ニ反對ノ意思ヲ表示致シマス(分リマシタ「理由要ラズ」必要ナシ「簡單」ト呼フ者アリ)極簡單ニ申上ゲマス、唯今燒酎ノ稅率ハ酒精ヲ含有スル分量ヨリモ、一石ニ付約十圓程安クナッテ居リマス、ツレバ燒酎ノ原料ハ法律ニ制限シテ居リマス、然ルニモ拘ラズ此制限ヲ擴張スルコト云フコトナリマスレバ、單リ馬鈴薯ノ澱粉殘滓ノミナラズ、此他ニモ漸次擴張スル所ノ傾向ヲ有ッテ居ルコトハ明カナコトデアリマス、斯ノ如クナリマスレバ、自然酒造稅ノ歲入ニ著大ナル影響ヲ及ボシマシテ、歲計上憂慮スベキコトナリマスカラシテ、本案ハ絶對ニ反對致シマス

○議長(島田三郎君) 野尻岩次郎君ノ通告ガアリマス、野尻岩次郎君

(野尻岩次郎君登壇)

(「簡單ニ願ヒマス」ト呼フ者アリ)

○野尻岩次郎君 私ハ關西ノ酒造家ノ立場トシテ、此案ニ反對ノ意見ヲ述ベヤウト思ッテ居リマシタガ、既ニ諸君モ御厭ヒニナッテ居リマスルシ、其反對ノ趣意モ政府ノ委員カラ御述べニナリマシタカラシテ、唯今ハ略シテ置キマス、他日又此案ハ御目ニ懸リマス時ガゴザイマシタナラバ、其際鄭重ニ意見ヲ述ベマス

○議長(島田三郎君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 御異議ナシト認メ、第二讀會ヲ開クニ決シマス——山口俊一君

○山口俊一君 直ニ第二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 山口君ノ說ニ御異議ナシト認メ、直ニ第二讀會ヲ開クニ決シマス、第二讀會ヲ開キマス

酒造稅法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(島田三郎君) 本案ハ三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決セラレヌコトヲ望ミマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 本案ハ三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定致シマス——定足數ノ缺ク惧ガアリマスカラ、今日ハ散會スルコトニ致シテ明日ハ午前十時ヨリ開キタイト思ヒマス

(「議長」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 「散會」シタ散會シタト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) マダ散會シナイノデス(モウ散會ニナッタノデスカ)ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 明日ハ午前十時ヨリ開キマス、議事日程ハ公報ヲ以テ通告致シマス、是ニテ散會ヲ致シマス

午後六時二十四分散會

衆議院議事速記録第三十四號正課

頁	段	行
七九五	上	一七
七九六	下	一七
七九六	下	一八